

## 令和5年第1回湧別町議会定例会会議（第3日）

令和5年3月14日湧別町議会議場に招集された。

### 1 応招議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 2 不応招議員

なし。

### 3 出席議員は次のとおりである。

1番 関野一良	2番 高田映二	3番 加藤政弘
4番 村川勝彦	5番 下田英人	6番 酒井純一
7番 脇坂敏夫	8番 小形秀和	9番 檜山洋一
10番 山本栄子	11番 村田一志	

### 4 欠席議員

なし。

### 5 地方自治法第121条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 石塚謙太郎、企画財政課長 猪熊広樹、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 根子敏男、農政課長 池田孔紀、農政課参事 山川涉、商工観光課長 松下一彦、建設課長 岩佐範行、会計管理者 梅津茂樹、出納課長 梅津茂樹、水道課長 細川徳之、福祉課長 前野和憲、福祉課参事 森野博之、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 井上道也、総務課総務グループ主幹 中川友広、総務課広報・自治会グループ主幹 大口貢、総務課情報防災グループ主幹 青山賢治、企画財政課企画グループ主幹 西海谷巧、企画財政課財政グループ主幹 近藤康弘、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 岩瀬昌幸、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 秋葉国宏、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、建設課建設グループ主幹 細川聡、出納

課出納グループ主幹 吉松智弘、水道課上下水道グループ主幹 細川聡、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 北林孝之、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 宮坂達也、健康こども課医療グループ主幹 出口幹敏、健康こども課健康相談グループ主幹 出口幹敏、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課子育て相談グループ主幹 西海谷ひろみ、健康こども課児童支援グループ主幹 兼田稚子、水産林務課長補佐 田中千嘉伸、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 尾山弘、教育総務課参事 澁谷順、社会教育課長 坂本雄仁、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 佐藤美貴、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 宍戸和幸、教育総務課給食センター所長 松浦稔智、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 宮本則幸、選挙管理委員会委員長 森谷重俊、選挙管理委員会事務局長 石塚謙太郎、選挙管理委員会事務局次長 中川友広、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 前川孝一、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 前川孝一、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

## 令和5年第1回湧別町議会定例会

### 議事日程（第3日）

令和5年3月14日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第21号	令和5年度湧別町一般会計予算
日程第 4	議案第22号	令和5年度湧別町国民健康保険特別会計予算
日程第 5	議案第23号	令和5年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第24号	令和5年度湧別町介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第25号	令和5年度湧別町水道事業会計予算
日程第 8	議案第26号	令和5年度湧別町簡易水道事業特別会計予算
日程第 9	議案第27号	令和5年度湧別町下水道事業特別会計予算
日程第10	同意第 1号	教育委員会教育長の任命について
日程第11	同意第 2号	オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第12	発議第 1号	湧別町議会の個人情報保護に関する条例の制定 について
日程第13	承認	議員の派遣について
日程第14	承認	閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開 議 宣 告 ( 1 0 : 0 0 )

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、檜山君、10番、山本君を指名いたします。

日程第2、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

3番、加藤君。

○3 番 私は、今後の指定管理者制度の運用について質問いたします。

平成15年の地方自治法の一部改正によって、公の施設の管理運営については限定された範囲の法人に対してのみ契約に基づいて委託することが認められていた管理委託制度に代わって、地方公共団体が出資する団体等に限らず、一般に営利法人も含めた民間事業者であっても、設置者である地方公共団体が議会の議決を経て指定管理者が行政処分権限も含めて包括的に管理運営業務を代行することを認める指定管理者制度が導入されました。このことによって、従来の管理委託制度は指定管理者制度に一本化されました。地方公共団体は、直営にするか、指定管理にするかを選択しなければなりませんでしたが。当時は、民間に移行することによってサービスが向上し、コストダウンが図られる合理的な制度であるとの観点から、多くの地方公共団体はこの制度を導入しました。本町においても、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例によって多くの施設においてこの制度を導入しました。しかし、指定管理者制度の制定当時と現在を比較しますと、その取り巻く状況は大きく変わっていると思われれます。本町の多くの施設が令和5年度で指定管理の期間が終了することから、今後これまでの経過を踏まえて準備がなされると思います。

そこで、町長に3点にわたって質問します。1つ目は、これまでの検証です。令和4年3月に総務省自治行政局行政経営支援室は、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果を発表しました。その中に指定管理の指定取消し等の事例があります。平成30年4月2日から令和3年4月1日までの間に全国の市区町村において241の施設が指定管理者の経営困難等により撤退、指定

返上しております。本町においても、過去に期間中に撤退した事例があったとお聞きしております。また、指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取りやめた事例は1,723の施設となっており、そのうち24.8%が費用対効果、サービス水準の検証の結果が理由となっております。そのことによって、業務委託を含めた直営に戻した市区町村があります。近年、民間事業者においては、資材価格や人件費が上がり、採算が確保しにくい状況となっております。管理経費の過度の削減により、住民サービスの提供の質が低下することのないよう、委託料の設定等において適切に対応する必要があると思います。今後どのような観点でこれまでの状況を踏まえて検証、検討していくのかお尋ねいたします。

2つ目に、公募についてです。制定当時、民間企業は大きなビジネスチャンスとして多くの団体が応募いたしました。しかし、最近では全国で応募ゼロの施設が相次ぐとの事例が報道されています。昨年、札幌市国際ユースホテルが公募不調で再公募したとの記事がありました。公募に当たって、仮に応募者がいない場合はどのように対応するのかお聞きします。また、これまで公募する際は、施設をまとめたグループ制にしておりますが、今後はより多くの方も参入しやすいよう細分化するお考えはないでしょうか。

最後に3つ目として、選定方法及び選定委員会の在り方です。現在公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条において選定委員会を設置することとし、第9条では申込みをした団体について審議し、町長等に意見を述べると規定しています。選定委員会の委員は、副町長を委員長とし、関係する課長とその他委員長が必要と認める者をもって充てるとしております。そこで、今後選定の透明性を高めるために、委員の中に金融関係者以外にも拡大して、民間の有識者を入れて選定するお考えはないかお聞きいたします。

以上、質問を申し上げて終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 加藤議員の今後の指定管理者制度の運用についてのご質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正により創設され、合併前の湧別町では平成16年に公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例を制定し、合併前に42施設について、また上湧別町では平成20年から5施設について指定管理としておりました。合併後の平成22年10月には、公の施設の管理運営方針を定め、民間の能力を活用することにより、町民のサービスの向上や経費の削減等を図ることを目的として各施設の運営管理を行っており、現在は52施設が指定管理となっております。

1点目のこれまでの検証についてであります。指定期間満了前や毎年度終

了後にサービスの質や利用動向、管理コスト等から指定期間中の管理運営の状況について総合的な評価、検討を行っております。本町におきましても、平成30年度中に経営が困難という理由により、観光施設等で契約期間満了前に撤退したという事例がございました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で観光施設などの入場者制限や旅行者の自粛などにより、令和2年、3年度分の大幅な収入減に対する施設運営維持管理支援事業給付金による支援を行ってきたところであります。また、昨今におきましては、世界的な経済情勢において電気料や燃料費の高騰により営業が困難な状況の施設もございますが、受託者と交わしております協定書に基づき、町が補填して管理運営を維持している状況でございます。引き続き住民サービスの提供の質が落ちないように検証を進めてまいります。老朽化してきている施設もございますので、そういった施設の存続も含め指定管理がよいのか直営方式にするのがよいのかをしっかりと検討してまいりたいと考えております。

2点目の公募についてであります。仮に応募者がいない場合の対応ですが、まずは応募していただけるよう、募集内容を検討してまいります。仮に応募者がいない場合は、募集内容を再検討し、再公募を行うこととなります。また、施設をまとめたグループ制につきましては、同じ指定管理者が管理を行うことによつて、それぞれの施設の設置目的が効果的に達成されると考える場合には複数の施設を一体としてグループ選定を行ってまいります。新たに参入される方にとってはハードルが高くなるという側面もございますので、費用対効果を含め検討してまいりたいと思っております。

最後に、選定方法及び選定委員の在り方についてであります。選定委員会においては書面審査及び提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリングによりあらかじめ定めた審査基準を用いて、各申込者の事業計画等について確認しており、特に金融機関の関係者には提案された収支計画について収支予測などを正確に判断していただいております。議員ご質問の民間の有識者を増やし、選定の透明性を高めることについては、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、加藤議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 3番、加藤君。

○3番 私の質問の1点目の検証についてですが、期間満了や毎年度検証を行い、指定管理がよいのか直営がよいのかを検討することですが、公の施設は地方自治法で住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するためのものであります。しかし、民間企業は利益の追求を基本として経営がなされます。指定管理者制度は、サービスの向上が図られるとの期待があります。これまで果たしてサービスの向上が図られたのか、まずお聞きしたいと思います。

す。

○議 長 町長。

○町 長 指定管理者の質問でございます。

サービスの向上が図られたのかという部分であります。もともと公の施設の管理については直営で行うか、民間委託で行うというのが先ほど加藤議員も言われたとおりでございます。当時から見ますと、単発、単発でいろいろ管理を行っていただいているという部分もありましたし、直営でやる部分についての管理もしておりましたけれども、そのサービスの向上があったのかという部分については、十分サービスの向上があったというふうに考えてございます。今それぞれ平成17年から指定管理というのが進めてきておりますけれども、現在各施設、その自治会が管理するもの、民間事業者が管理するもの等々いろいろありますけれども、それぞれの施設において住民の利用に適したサービスを行っているもの、またはよそから来る観光施設に対してのサービスを行っているもの等々、いろいろな立場の中でサービスを行っていただいているというふうに考えてございます。中には、多少問題のある部分もあると思っておりますけれども、そこら辺については毎回改善のお願いをしている部分と、または更進時期においては、当然プレゼンテーションの中で提案されたものについては改善いただくものとか、新たなサービスを提供していただくというようなことで要望している部分もありますので、それらも今回含めて再検証は行っていかなければならないというふうに考えておりますけれども、先ほど言ったとおり、指定管理の部分についてはサービスの向上、経費の削減というのが一つの目標でございますけれども、始まった当時は町民の働く場の確保をしていくということがもう一つの大きな目的でもございました。当時、合併前の湧別においては、ほとんどの委託業者については町外の業者さんだったという部分で、町民の働く場もなかったというようなことも含めてでございます。現在は指定管理の部分、106人の従業員の方いらっしゃいますけれども、81人の町民の方が働いているというように考えてございますので、住民サービスの向上も含めて町民の雇用の場の確保という部分も含めて現在進めておりますので、その辺もご理解いただきたいというふうに考えてございます。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 制定当時は、民間がよい、郵政民営化などもあって、民営化にシフトしていった時代かなというふうに私は思っております。サービスの向上というよりも、ややもするとコストダウンのほうに期待感があったのではないかなというふうに考えております。

私、公共性の高い施設は、地域の公共団体による指定管理か、町の直営ない



し業務委託がよいのではないかと考えております。また、観光的要素の高い施設は、そのまま指定管理にするのか、あるいは普通財産にして賃貸借契約にする方法も考えられますが、いかがお考えでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 公の施設の管理の方法でございます。

平成15年当時は直営か指定管理かという部分であります。直営の中に一部委託という業務がありますけれども、現在においては直営もしくは管理委託と指定管理という3つの選択肢が出てきたというのは加藤議員言われるとおりでございます。そこら辺についても検討しなければならないという部分がございます。そこら辺についても観光施設については一部公の施設から一般施設に変えてするという場合もあるのですけれども、本町の場合なかなか、それで受けてくれるものがあるのかというのは判断しなければならないものでございますし、また公の施設についても自治会には今自治会館、または寿の家等については指定管理している部分がございます。それらも含めて、あと残りの公共施設ですね、会館とか、文化センターだとか体育施設だとかというのは指定管理でやってございますけれども、そこら辺も含めていきますけれども、直営、委託といっても、結局指定管理がいいのか委託がいいのかという部分については、管理経費の問題だとか自由度の問題等々も含めて検討しなければならないだろうと考えてございます。いずれにしても、令和5年度中に新たな部分についてそれらを公募していかなければならない部分がございますので、そこら辺は早急に検討しながら新たな管理の方法について進めていきたいと思っております。基本的には、町の考え方としては、町内の団体もしくは利用者団体等が管理していただければ一番いいというのは、これは始まったときからそういうことでいろいろお願いはしてきているのですけれども、なかなかそういう団体の方が管理できないというような話から公に公募をしながら指定管理を行ってきたという経緯がありますので、もし町内の自治会等の地縁団体または利用者団体が管理をお受けいただけるというようなことがあれば、そこら辺については優先しながら進めていくということになるのかなというように判断してございますけれども、そこら辺も十分協議しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 次に、指定管理の自主企画についてお尋ねしたいと思っております。

これまでの指定管理者が自主企画で行った事業があるのかどうか、その実績をまずお聞きしたいと思います。今後単なる貸館だけの業務でなく、利用者を増やすための手立てが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。全国では、指定管理者がいろいろと工夫して、講座やイベントを自主的に行い、成功してい

る事例を目にしますが、いかがお考えでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 指定管理者によるそれぞれの施設、管理している部分の自主企画でございます。

具体的な、いつ、何回という資料は持ち合わせていないのですけれども、今までパークゴルフ場を管理しています部分については、パークゴルフ大会の開催ですとか、文化センター等を管理している部分については自主的に催し物を開催しているとか、温泉の部分については温泉の中でやっているとか、ゴルフ場でも自主企画をやっているというようなことで話は聞いてございますし、私も参加させていただいている部分もございます。当然それぞれの公募を行ってプレゼンテーションを行ったときの中身において、いろいろなものの提案がございまして、それを遂行していただくということになると思いますけれども、基本的には道外の企業さんの大きなところについては、ほかの部分で指定管理をやっておりますので、道の駅を管理していただいている業者さんは、他の道の駅の指定管理も受けているというようなことで、特産品の販売を行ったりとか、うちのものをよその町に、また管理受けているところに提供するとか物販をしていただいているとかというような部分で、個々にはちょこちょこことはありますけれども、大きくそれが実を結んでいるかという部分については少ないかとは思いますが、そこらを含めながら、やっぱり提案をいただいた中で町の産業振興、または観光PRになるようなことがあれば、どんどんと取り入れていただきたいというふうに考えてございますので、今回の公募に当たっても、そこら辺の部分については十分に見ていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 指定管理者制度は、合理的で、いろんな事柄にも迅速に対応できるよい制度であると思っております。いま一度、指定管理者制度が20年近くたっております。事業者、担当者が共通の認識の下に運用していく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、2番目の再公募する場合、管理料の見直しによって公募するのかお聞きいたします。この場合、先ほど町長が地域の自治会も含めて参入するお考えがあるということで、私は大いに期待しております。

それから、最後の選定の在り方ですが、他の自治体の中には全員が有識者で選定しているという事例がありますが、私はそこまで望みませんが、前向きに検討することでありまして、大いに期待しております。

最後に、来年度、様々な観点から検証、検討されると思っておりますが、さらに踏み込んで施設の開館時間や休館日について、実情を調査して見直しすることが

必要な場合は、改めることを期待しております。

以上、私の質問を終わります。

○議 長 町長。

○町 長 指定管理者制度、湧別町では平成17年が最初だと思っております。しらかばが最初に指定管理者制度を取り入れたというふうに考えてございます。その部分について、私も関わっていた一人でございますので、当然20年経過して、いろんな制度の変革だとか、いいところ、悪いところ等々、十分理解していると思っております。そこら辺も含めて、新たに指定管理者制度が、今町の職員も指定管理者制度が当たり前になってきた時代になってございますので、当初直営でやっていたときの苦労ですとか問題点等々も十分検証しながら、指定管理が本当にいいのかという部分も含めて改めて考えていきたいというふうに考えてございます。直営がいいのかと、直営に戻ることはなかなか難しい時期にもう来ているのだと思えますし、他の自治体においても今窓口業務自体を指定管理にしているという大きな町もございますので、そこら辺を踏まえながら新たな指定管理の取組については考えていきたいというふうに考えております。

それと、再公募の部分でございますけれども、基本的に町が示す、求めるものですね、要綱等でその業務の部分は示させていただきますし、ある程度金額についても今までの管理状況も踏まえるのと、現状の経済動向を見据えてある程度の金額は提示しますけれども、最終的には公募されるときに、この金額でなれますとか、こういう業務ができますというふうにある程度提案されてきますので、そこら辺は基本的には内容を決めさせていただいて、そして経費も含めてそのときに協議しますので、その金額ががちがちで公募しているわけではございませんので、そこら辺についてはお互いの協議の中で締結できるのかなと思えますので、再公募にならないような形の提案をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

選定委員の関係については、利害関係者でない方を選ばなければならないというものもありますので、そこら辺は十分に判断しながら選定委員の中に含めていきたいというふうに考えてございます。

それと、今回見直しの部分、当然休館日だとか時間等については、今までもいろいろ解消してきております。現在休館日というのは年末年始ぐらいしかないのかなと思いつながら、あとは観光施設については冬期間閉鎖とか、そういうのはありますけれども、あと時間等についてもやっぱり利用者の利便性だとかを含めて考えていかないとならないですし、ただ開けて電気だけついているという施設もあるのが実態でございますので、そこら辺も十分踏まえながら開館時間等についても利用者と十分協議しながら決めていきたいというように考え

ていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、加藤君の質問が終わりました。

次に、1番、関野君。

○1番 令和5年第1回湧別町議会定例会におきまして……

○議長 関野議員、マスク取って。

○1番 いいですか。

定例会におきまして、3項目を通知しておりますが、2項目のみ質問させていただきます。

まず、1項目でございます。地域公共交通計画について。刈田町長は、昨年3月9日、令和4年度町政執行方針の中で交通弱者と言われる高齢者の方々の通院などの移動手段を確保するため、引き続き町営バス、乗合ハイヤー等の効率的な運行に努めてまいります。また、本年度は遠軽町、佐呂間町との共同により、遠軽地区3町を対象とした生活バス路線などの公共交通の将来像を示す、地域公共交通計画を2か年で策定し、本町の公共交通利用者のニーズに合わせた持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいりますと述べております。しかし、昨年は何も具体的に検討された内容が示されませんでした。そして、令和5年1月31日、芭露自治会に公共交通に関するヒアリング調査の実施について、企画財政課長名で会議開催があり、2月15日、芭露地区会館においてNPO法人まちづくり支援センター代表理事の方との意見交換する場がありました。このことも踏まえ、検討の最中とは思いますが、刈田町長の考える、この分散した過疎地域の地域公共交通のあるべき姿をどのように思い描いているのかお聞きします。

次、第2点でございます。湧別町におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用についてでございます。個人携帯電話がかなり普及されておりますが、この便利な電話機能のツールにラインがあります。このツールを積極的に利用すべきと。例えばかわらばん情報、防災、災害、イベント等情報とあります。湧別町公式ラインを登録してくださる町民に1人5,000円の町内商品券を発行してでも普及を図るべきと思いますが、町長の所見をお聞きします。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告（10：32）

再 開 宣 告（10：33）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、関野君。

○1番 大変失礼しました。

一応3項目通告してございましたので、残り3項目め、質問いたします。

デイリーファーストゆうべつへの助成についてでございます。旧湧別地区での酪農家35戸の出資のセンターが現在運営について悲鳴を上げております。配合飼料、牛が食べる餌ですね。配合飼料、電気料の高騰等、今後まだ値上げが検討されておりますが、これらの経費がセンターを圧迫しております。このような状況が当分続くと予想されることから、預託牛の輸送に対する運賃助成及びセンター維持に欠かすことのできない電気料の助成を検討してはと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

以上です。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員の1点目の地域公共交通計画についてのご質問にお答えいたします。

私は、昨年と本年の第1回議会定例会の町政執行方針の中で遠軽町と佐呂間町との共同により遠軽地区3町を対象とした生活路線バスなどの公共交通の将来像を示す地域公共交通計画を2か年で策定し、本町の公共交通網を含め、利用者のニーズに合わせた持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいりますと述べさせていただきました。

そのため、総務省が行っている地域力創造アドバイザー制度を活用し、外部専門家による本町の人口動態をはじめとする社会経済情勢の展望を踏まえた持続可能な公共交通の在り方について必要となるヒアリング調査などの基礎調査を実施し、分析をしていただいているところであります。

現在は、18歳以上の多くの国民が自動車運転免許を取得し、特に地方では免許保有率や世帯での自家用車保有率が90%を数えるなど、本町においても自家用車等の自動車利用が移動の多くを占めていることがうかがえる一方で、運転免許を持っていない方や小中高生、高齢者、障害者などの、いわゆる交通弱者の方に対しては移動のための交通サービスを提供することが必要となります。

今後も人口減少、少子高齢化の振興が予想される本町にとって、バスや乗合ハイヤーなどの公共交通機関は地域、住民のみならず、観光客などの来訪者にとっても不可欠な移動手段となっております。このことから、本町における地域公共交通のあるべき姿であります。関係機関の連携の下、将来にわたって維持、確保に向けた取組を進めるとともに、観光客など交流人口の拡大を図りつつ、いつまでもその地域で住み続けることができるよう、これらに対応した地域公共交通でなければならないと考えているところであります。

そのため、今回の議会で議決いただきました湧別町地域公共交通会議設置条例に基づき、湧別町地域公共交通会議及び本年6月頃に3町共同で設置予定の法定協議会で検討、協議を進めながら、年度末までに遠軽地区全域を対象とした遠軽地区地域公共交通計画を策定することとしてございます。

次に、2点目の湧別町におけるデジタルトランスフォーメーションの活用についてのご質問にお答えいたします。

地域住民の皆様への情報発信ツールとしてラインを利用する地方自治体が増えており、本町においても町民の皆様へ迅速に防災情報と国民保護情報を配信するため、登録制防災メールのほかにラインを利用した情報発信を行っており、現在693名の方に登録していただいております。

議員ご質問のラインサービスを利用したかわらばん情報、イベント情報などの配信についてであります。ラインのサービスを利用して様々な情報を配信することは可能ですが、日頃よりラインを利用されている方は家族や友人、企業や店舗など、多種多様な通知を受け取っており、ラインの通知数が多くなってしまうと、緊急性や重要性の高い通知を見逃す心配もあることから、町から配信するライン通知は防災情報と国民保護情報、その他緊急性が高い情報に限定しております。現在、町からの地域情報やイベント情報等についてはホームページでお知らせしており、ラインのトーク画面、下部のメニューからもホームページを閲覧することが可能となっておりますので、こちらの機能をご利用いただきたいと考えております。

今後町民の多くの方が防災情報、国民保護情報の配信ツールとしてライン登録していただけるよう、引き続き広報紙による周知や地域担当スタッフを活用するなどして登録者数の向上に努めてまいりますので、議員言われる商品券の発行によるライン登録の普及については考えておりませんので、ご理解を願いたいと思います。

最後に、3点目のデイリーファーストゆうべつへの助成についてのご質問にお答えいたします。

昨今の酪農を取り巻く環境は、長引く新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢の影響により、飼料や肥料価格のほか、電気や燃料などのエネルギー料金も高騰しており、経営に係る費用が増加していることに加え、令和5年においても生乳における出荷抑制は続くことになり、依然として厳しい状況が続いております。

このような情勢の変化に対応すべく、町としても昨年10月の臨時町議会において可決をいただきました酪農経営安定緊急対策事業や肥料価格高騰緊急対策事業について適期に執行し、支援を行っているほか、国や北海道でも同様の支援を実施しているところであります。

哺育育成センターは、湧別町農業協同組合が酪農家の高齢化や慢性的な労働力不足の解消と、将来的な酪農家戸数の減少への歯止め、また後継牛の安定的確保、搾乳牛頭数の維持、拡大を目的として整備した施設であり、湧別町農業協同組合の組合員34戸の加入により、昨年4月に本格稼働いたしました。町と

しても、本町における酪農業の重要拠点であると認識しており、湧別町農業協同組合の要望を受け入れて、建設費への上乗せ補助やこのたびの議会において上程しました補正予算や新年度予算に計上いたしました周辺道路の整備など、これまでも支援をしてきたところでございます。

議員ご質問のデイリーファーストゆうべつへの助成についてですが、哺育育成センターの設置者である湧別町農業協同組合と会社が一体となり取り組むことが重要であると考えており、会社として自助努力の中で安定的に運営が図られるものであり、また現時点で湧別町農業協同組合からも相談や要請などもないことから、哺育育成センターの運営に関して判断する状況ではないと考えるところでございます。

以上、関野議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 1 番、関野君。

○1 番 1 点目の公共交通計画でございます。

湧別町丁寧以東の有志で、この分散した過疎地域 6 地域、自家用車を使用したデマンド型の乗り合い事業を立ち上げてはどうだろうという意見が出ています。私も地域の有志の一人として関わりたいと考えておりますが、なぜなら今は自分で運転できるが、もう時間の問題で、免許証の返納を考えなくてはと考える通院困難予備群の方がたくさんおられます。令和 4 年 2 月 15 日開催のヒアリング調査会議に N P O 法人まちづくり支援センター代表理事の方が、たしか制度的に行政が応援できる、あるはずだと話していました。当町においては、町営バス、高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業、高齢者バス通院費助成事業など充実した制度がありますが、しかしそれでは対応できない部分があると思います。その補完する部分で、紋別市では令和 4 年 11 月から週 2 便、紋別市から北見へ通院、北紋バスに運行委託しております。これは、湧別町国道 238 号線を経由して、北見に行かれてございます。佐呂間町では、佐呂間ふれあいバス、町内 6 路線、遠軽線週 3 回、北見線週 2 回、網走線週 1 回、町民の病院の通院等に運用されております。白滝では、令和 4 年 4 月より町内ボランティア輸送、サンキューが地域の建設会社協力の下、運行されております。そして、生田原地域では、有志 8 人で自家用車を利用してのデマンド型の乗合タクシーが平成 22 年（2010 年）12 月から平成 28 年（2016 年）8 月まで運行され、現在は廃止されております。地域で立ち上げる話が具体的に動き出しましたら、行政の積極的な指導と応援をお願いしたいが、たまたま今日は地域住民の方も傍聴しておりますので、町長の考えを披露願いたいと思います。

次、2 点目でございます。令和 4 年 12 月 23 日、雪ですか、これによりまして大停電が発生して鉄塔が倒壊しております。特にオホーツクを中心に停電が発生してございます。令和 5 年 1 月 22 日、第 28 回全国都道府県対抗男子駅伝大会、

湧別中学校卒業生が北海道を代表して2人走ってございます。藤本選手が、この方は國學院大學、そしてお正月の関東学生連主催の箱根駅伝にも4区で出場してございます。令和5年2月16日放送の「オホーツクへの誘いⅢ」、これは湧別町が8分30秒放映されておりますが、これにつきましてもかなり応分の負担は町がしていると思いますが、どれだけの町民が視聴されていたのか、私は疑問に思うところでございます。町の広報、かわらばんは、タイムリーな情報が送れません。ですから、こういうラインなどを活用していただければと思いますが、いかがかと思えます。

以上、2点質問します。

○議長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告（10：47）

再 開 宣 告（10：47）

○議長 会議を再開します。

町長。

○町長 関野議員の再質問についてお答えさせていただきます。

地域公共交通の計画についてというか、公共交通の実施について、今関野議員からご提案のありました地域有志によるデマンドバスの運行等々については、当時平成22年ぐらい、芭露地域全体で福祉事業についていろいろなアンケートなりヒアリングを行った時点においては、そこまでのまだ必要がなかったということでありまして、今回いろいろな部分でその必要性が出てきたということでありまして、基本的には、町内広い地域でございまして、現在民間バス、町営バス、公共ハイヤー等で行ってございます。また、社会福祉協議会等々では病院移送等の事業も行っております。そういう中で、地域細かくサービスを提供していくためには、地域のボランティアによるデマンドバスの運行等を行っていただけるのであれば、非常に重要な移送手段になるというふうに考えてございます。これを実施するに当たっては、当然福祉公共移送だとか、ある程度の基準に基づいたサービスを提供していただくこととなりますので、それなりの手続が必要になってくる部分ではありますけれども、当然それを実施する場合においては、町内の移動の部分になってきますので、町の支援等々についてもご相談をさせていただきたいというふうに考えてございますので、その点よろしくお願ひしたいと思えますし、丁寧以東ばかりではなく、ほかの地域もございまして、登栄床地区も非常に距離が長い部分もあります。また、富美、上富美等々についても非常に長い、民間バスの少ない地域がありますので、そこら辺も含めて全町的な部分も含めて今回地域公共交通計画を定めることになってございますので、そこら辺も当然議論の中に入れながら進めていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいなと思えます。



それと、ラインによります広報等々の住民周知、またはかわらばんの周知等々でございます。現在デジタルトランスフォーメーションと言われる時代であります。SNSという部分、町においてもラインと、今ホームページを活用し、あと広報とかわらばんという紙媒体でお知らせする部分がございます。そういうことも含めて、ラインに縛られず、今インスタグラムも町で出しておりますので、そこら辺含めて全体的に一つに絞るといのはなかなか難しいのだと思いますし、ラインが見れない携帯の方もいらっしゃいますし、いろんな部分がありますので、非常にたくさんの媒体がございますので、それを使いながら数多くの情報を町民に知らしめていきたいというように考えておりますので、そこら辺については検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 町長から今ご回答いただきましたけれども、地域公共交通計画について、ぜひ立ち上げた際には行政からの支援、応援、よろしく願います。

以上をもちまして終わります。

○議 長 1番、関野君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 0 : 5 1 )

再 開 宣 告 ( 1 1 : 0 0 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、村川君。

○4 番 湧別町子育て支援の策定についての要旨説明をいたします。

本年2月28日10時頃の民報放送において、若い女性の方々の結婚観について調査結果の報道がありました。結婚は考えていないとの回答が調査全体の62%となり、理由は自分の自由がなくなるという結果を聞き、啞然といたしました。この調査は、小さな自治体と大きく異なるとは思いますが、現社会環境の中、当然あっても不自然なことではないと思っておりますし、最近の物価高騰など生活に余裕がないことが一因と考えます。湧別町も国の方針に基づいた様々な子育て、教育支援は行っていますが、町がその先頭に立って支援していくことで、結婚し、安心して子育てができる環境が整うと考えます。これまでの支援が本当に当人の方々にとって意に沿っているのか、その実情を確認し、検証すべきと考えます。今国も子育て支援を重点施策と位置づけ、国会で議論を続けています。この状況を見て、子供が好きで子育てを一生懸命されておられる方々も多くおります。このような方々に一人でも多くの子育てをしていただくために、今までと視点を変え、国の交付税と町独自の予算を持って特化した湧別町子育て支援ビジョンの策定を検討すべきと考えます。具体的に、結婚、妊娠、健診、出

産、育児支援、保育3歳未満児の無償化、教育人的支援、2点目には保育所から高校までの給食の無償化、3点目に大学までの授業料補助等が急務と思われる。この策定により、安心して子育てができ、計画も立てやすくなると考えますし、またこのことが定住促進、交流人口も増になると考えます。これらを踏まえ、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長 町長。

○町長 村川議員の湧別町子育てビジョンの策定についてのご質問にお答えいたします。

本町の子育て支援施策は、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに喜びと生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるまちを基本理念として各施策を進めてまいります。子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成27年度に第1期計画を、令和2年度に第2期計画を策定しております。計画の策定に当たっては、保健医療福祉協議会設置条例の規定により、25人の有識者で組織する保健医療福祉協議会に計画策定を諮問し、パブリックコメントを経て答申いただいた上で計画として決定してまいります。子ども・子育て支援事業計画では、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠前から子育てに至るそれぞれの段階における保護者の支援を子育て支援センター、保育所などと連携しながら取り組むことを施策として定めております。

子育て家庭への経済的支援では、保育所などに在籍する3歳以上の児童の給食費の無償化、北海道の補助を活用した3歳未満児の第2子以降の保育料の無償化、乳幼児等医療費助成事業により高校を卒業するまでの児童生徒の医療費の無償化を行っております。保育所などでは、家庭の事情により保育が必要な家庭に保育を提供しており、保育料は家庭の所得などの状況により、その費用の一部を負担いただいております。今後も所得などの状況に応じた保育料をいただくよう考えております。

妊娠、出産期の支援では、町独自の出産準備金の支給、国の事業を活用した出産・子育て応援給付金の支給、産後ケア事業の実施により支援を行っております。不妊に悩む夫婦に対しては、町独自の不妊治療費助成事業を継続し、不妊治療を受けやすい環境づくりに取り組んでおります。

結婚支援では、国の制度を活用した結婚新生活支援事業により、結婚した夫婦に住宅費及び引っ越し費用の一部を助成し、経済的不安の軽減に取り組んでおります。

小中学校の給食費は、食材費が高騰する中、令和5年度も据置きとし、保護者の経済的負担に配慮しながら、今後も一定の負担をいただき、給食の提供を行うよう考えており、経済的な支援が必要な家庭に対しては、準要保護制度を

適用し、給食費の免除や教材費などの支援を進めております。

大学までの授業料補助であります。町内への就業促進と併せた奨学金返還支援事業や奨学金償還免除制度により支援に取り組んでおります。

現行の第2期子ども・子育て支援計画の計画期間は令和6年度までであり、第3期の策定に向け現在取り組んでおります施策の見直しや新たに取り組む施策を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、村川議員への回答とさせていただきます。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 ただいま町長のほうから答弁をいただきましたが、この答弁はどこの町村も、そして国の施策に基づいた地域自治体の支援事業になっております。これは、確かに悪いとは言いません。大変重要なことが進められてきたというふうには思っております。

また、この大学授業料の無償化なのですが、これについては子育てとは全く違う形の支援策だというふうに思います。これは、湧別町に戻ってきて、定住2年以上いた者に対する支援策であり、子育て支援という部分とは直接関係ない、別な支援策だというふうに思っております。

また、この支援策については、当然大きな財源もかかります。財源を出す方法については、過去私も議会で申し上げたように、旧町からの古い補助事業がまだ残っております。そういう補助事業の精査、そして今、現行政施策が行われているわけですが、それらをやはり新しい湧別独自の事業を行うとすれば、今までの事業を一時抑える、そういうめり張りのある施策をしなければ、前に進んでいかないだろうというふうに思いますし、また今大きく他町村では相当の税収を上げているふるさと納税についてですが、これらは本当に町のPR、いろんな施策の形の中で行えば、まだまだこのふるさと納税は増になっていくというふうに思っております。これらを運用することにより、財源の確保は十分できるというふうに思います。

湧別町は、自然が美しく、魅力ある食材が大変豊富にあります。また、災害が少なく、安心して産み育てる、さらに生活環境が整った町だと言えます。各団体には、町の活力になる若い職員が大勢働いております。この若い方々は、結婚しても給料が安く、子育てに難色を示している人たちが少なくないと聞いておりますし、また町職員においても、知ってのとおり子育て中の給料は大変十分な給料ではないと、そういう現状の社会環境の中では、子育てをちゅうちょする人たちもいると聞いております。若い人たちも将来の湧別町をしっかりと見据えて、結婚、子育てを考えていることも念頭に置いて子育て施策を考えていかなければならないと思っております。これらを解消するには、刈田町長しかできないのです。町の活性化には、町長が常に言葉に出している安全で安心

して暮らせるまちづくりなのです。刈田町長にしかできない、将来を見据えたまちづくりのために、特化した子育て支援に全力を注いでいただきたいと考えますが、再度信念を持ったご答弁をいただきたいと思えます。

○議 長 町長。

○町 長 村川議員の再質問についてお答えいたします。

子育て支援のビジョンについてという部分で、信念を持った答弁をということでもあります。信念を持った答弁をさせていただいているつもりでおるのですけれども、基本的に議員言われるとおり、この町の将来を担う子供たちのために支援をしていくというのは町の重要な施策の一つでありますので、それに向けて今取り組んできているところでございます。先ほど答弁した部分もありませんけれども、基本的には国の制度にのってやっているものではなく、町独自で進めているものが、先ほど言ったものについてはほとんどだというふうにご理解いただければと考えております。

ただ、公の行政が行う施策でありますので、多くの町民が享受できるもの、または多くの町民が使える制度ということを考えてございます。保育所、幼稚園の問題、小中学校の義務教育の問題、今高校は義務ではないですけれども、町内にある高校であるというようなことも踏まえて、それらについて手厚く助成は支援をさせていただいているというふうにご考えてございます。

妊娠前から子育てに係る部分については、現在本町にあります子育て世代包括支援センター中心に、妊娠期に至るまでの不安、または子育てした後の不安等々については、十分な体制を取りながら、家族に寄り添ったサービスを提供していると思っておりますし、それに係る人材についても、町民に対する人数的には管内一保健師を配備させていただいている状況でありますので、そういう連携をしながら取り組んでいく部分については十分取り組んでいるというふうにご考えているところでございます。

経済支援的なものについてでございますけれども、経済支援についてはほとんどのものが今無償化になってきてございます。ただ、特殊な部分、一部の方が利用されるものですか、所得の多い方等々については、多少負担をいただいている部分がございますけれども、そこら辺についてはご理解をいただきながら、全てを無償化ということにはやっぱりならないのだろうというふうにご考えながら進めさせていただいております。

その特異なものについては、給食費の問題であります。自宅にいられても当然御飯を食べますし、病院に入院されても高齢者施設に入っても、やっぱり食事代というのは自己負担の中で取り進めているという部分がございますので、この部分は最近多くの町村で無償化という話も出てきておりますけれども、こ

の部分については今までの本町の独自と言っているのかもしれませんが、食べるものについては自分で負担をしていただきます。ただ、こういう今の経済情勢の中で高騰している部分については町の中で支援をさせていただいて、令和2年の給食費のまま据置きをさせていただいてきている内容でございます。ここの部分については、今まで町として自己負担の中でやっぱり行っていただきたいなということでありまして、高校の給食についても実施したいなということで、高校と協議もさせていただいたのですが、生徒さんがあまり望まないというようなアンケートだとかという部分があって、なかなか進んでいかないというのがあります。町としては、いつでも高校に給食を提供するという準備はできておりますけれども、この部分についてはまだまだ高校、また生徒と協議をしていかないと実施は難しい部分なのかなというふうに考えてございます。

そこら辺で、先ほどから言われた全体的な子育て支援どうするのだという部分、確かに子供の数、今伸び悩んでおります。少し明るい兆しが最近伸びてきて、今年も50人ちょっとは生まれるのかなということ考えてございます。本町だけの問題ではなくて、全国的に人口減少、子供の出生率の低下という部分と言われてございます。一部子育て支援のうまくいっている町については人口が増えてきている、子供の生まれる数が増えているというような地区もありますので、そういうところも十分、その町を検討させていただきながら、本町において子供が増えて、にぎやかな町になるようなことも考えていきたいというふうには考えてございます。そこら辺も含めて、第3期計画に向けて、また町民の方々に多くの意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 大変首長としての考え方、まとめた考え方をされているなというふうに思っております。

今の支援策、当然町長が述べられたようなことが当たり前のことだというふうに思います。しかし、今これだけ大きく社会環境は変わってしまったということも十分認識の上、これからの行政運営を考えていかなければいけないのだろうというふうに思います。私も長期にわたって、この行政運営を見てきております。今まで湧別町は、財政的にも安定していたという部分もあり、特別大きな変化もない状況の中での運営がされてきたように思っております。

先ほど町長の答弁にありましたように、第3期の計画の策定の中に向けて検討していきたいということですが、7年からの策定ということになりますと、5年、6年、7年、この子育てについては1年という時間の猶予がないのだというふうに私は理解して施策をつくり上げていかなければいけないのだろうと

いうふうに思っております。管内には、先ほど町長も少しお話にあったように、大空町、置戸町、西興部村のように、3町で70人前後の人口が増になったと新聞報道にもありました。これらの成果は、行政そのものの取組方が違うからだと聞いています。もっと若い世代の職員たちを入れ、子育てについての政策立案が重要ではないかというふうに思っております。町長は、大勢の町民の負託を受け町長になったと思いますが、首長として生産人口、社会人口、交流人口の増をどのように今後考えて、将来の湧別を目指していかれるのか、最後にもう一度その信念を持った回答をいただければと思います。

○議 長 町長。

○町 長 子育て支援については、本町の重要な施策の一つであるということは執行方針でも述べさせていただいておりますし、それらの対応を取らせていただいているというふうに考えてございます。

議員言われるとおり、本町は1次産業が今順調でございます。ただ、酪農については今厳しい状況になっておりますけれども、今までの部分においては酪農含めて1次産業が順調であり、それに起因した2次産業、3次産業が出てきているというふうに感じてございます。その部分については、1次産業を基本としたまちづくりを進めていかなければならないのだろうというふうに考えてございまして、その中で後継者の方、また従業員の方等々が働きやすい環境の場として考えていかなければならないというふうに考えてございます。その中で多くの方が町内に住んでいただいて、町内で子育てをしていただくというように進めていきたいと思っております。

本町の子育て支援策、他の町村と比べても引けを取らないだけのことはさせていただいておりますし、管内においてもトップクラスのサービスはさせていただいているというふうに考えてございます。ただ、言われるとおり、3歳未満児の一部負担の問題と給食費が自己負担だという部分が捉えられておりますけれども、その部分以外についてはほとんどの部分がもう無償化になってきているというふうに捉えております。そこら辺を踏まえて、それは町の施策としてやっている部分もありますし、そこら辺もご理解をいただきたいと思っておりますけれども、医療費の高校無償化等については管内で一番最初に取り組んでおりますし、子育て支援を含めて、出産時一時支援金ですとか子供の医療費もそうですし、子供できない方の支援等々についても早くから取り組んでございますし、いろいろな部分については先進的に進んできているということは我々自負しているところであります。その中で足りないもの当然ありますけれども、そこら辺についてはまたいろいろな方のご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

本年度予算においても子育て支援の中で若いお母様から夏に水遊びができる

ような場所がないとか、遊具がないのだよねというような話も聞きながら、予算の範囲内で整備できるものは整備させていただきたいというふうに考えてございますし、将来に向けてそれらの意見も聞きながら進めていかなければならないと思っておりますし、交流人口増等においても先日条例改正いただきました保育園留学等々も含めて進めていきたい、よそからの子育て世代を受け入れる。また、今現在の町の中の子供の数が増えてきている部分があります。それはどこかという、新規就農者の農家さんが今7件入ってきております。その部分の中において子供が増えてきているという部分がありますので、そういうのも考えながら取り入れていかなければならない部分がありますし、その子育て支援ですとかそれぞれの経済支援等々も含めてやっぱり見ていかないとならないというような部分も考えております。そういうようなことも含めて、一つのことで全てがうまくいくということはありませんので、いろいろなものを組み合わせながら町内の中の子育て支援を伸ばしていくというようなことも考えながら進めております。

保育所と幼稚園においても、今認定こども園化させていただいております、その中で今多くの子供たちが集まった中で認定こども園を運営されてございます。そういうことも踏まえて、やっぱり子供が活発になって元気になるということは町も明るくなるという部分もありますので、子育て支援、本町の重要施策として今後とも進めていきますので、議員の皆様についてもいろいろなご意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長 以上をもって一般質問を終了いたします。

日程第3、議案第21号 令和5年度湧別町一般会計予算を議題といたします。

本案については、去る9日の本会議で提案者から説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑に入るわけですが、十分な審議と効率的な議事進行を図るためお手元に配付いたしました予算審議区分に従って行いたいと思っております。質疑に当たっては、議案または資料等のページを示してから行うようよろしくお願いいたします。なお、歳入歳出総括の質疑は行いませんので、歳入と歳出で関連のある質疑については歳出の各款または歳入全般のいずれかで質疑を行っていただきたいと思っております。これに異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本年度の予算審議については配付しております予算審議区分に従って進めることに決定をいたしました。

それでは、初めに歳出の質疑に入ります。第1款議会費、第2款総務費の質疑を行います。68ページから113ページまでです。

2番、高田君。

○2番 私は、2点質問させていただきます。

予算説明書、まず87ページですね、E Vの充電ステーションの関係でございます。私、このことに関しましては、中身については内容も理解しているつもりでございます。このE V充電ステーションの設置するところの業者あるいはメーカーはどこかということと、その後このステーションを利用する方々にどのようにこのステーションがあるということを周知あるいはPRをする、その方法はどのようにするのかということの、まず2点でございます。

続きまして、93ページです。6目ですけれども、ワーケーションの関係なのでございますが、説明資料のほうでお聞きしたいと思います。この中に補助要件ということで半括弧で5項目あるわけでございますけれども、まず1)番、町が指定する宿泊施設に3日以上連続して宿泊することということがあります。それで、町内において、この指定する宿泊施設というのはどこどこであろうかということで、もし具体的に名前が上げられれば名前をお聞きしたいと思います。

あと、5)番の紋別空港の利用促進の関係でございますけれども、これによりますと、湧別町オホーツク紋別空港利用促進助成金を申請していないこと、または申請する予定のないことということでございますけれども、これはどういう観点からこういうような規定を設けたのかということと、今飛行機利用する方、結構マイルを活用したり、あるいは株主優待とか、そういう航空チケットもございますので、私は思うのですけれども、こういう事業をもしもするとするならば、紋別空港を活用すれば同時に補助してもいいのではないかと、あまりけちけち言わないで、そんなふうなことを考えるわけです。これ、5)にどうしてこういうような規定があったのかということをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 高田議員からご質問のありました1点目のE V充電ステーションの設置の関係でございます。

まず、1つ目の想定されている業者ですとかメーカーはどこかということでございます。実は、こういった業者は何社かございまして、今事前には、その方式、やり方もあるのですけれども、予算の説明のときにもご説明させていただきましたけれども、充電サービス会社が設置して5年間運営していただいて、5年後に町に無償譲渡される方式が比較検討した結果、一番安価なことから、その経費について今回計上させていただいております。

それで、今事前にその業者からいろいろお話を聞いておりますけれども、これから実際設置するに当たっては、指名業者をどこにするのかとか、そういっ



たことを物品購入の指名委員会の中で検討させていただきますけれども、ですのでメーカーについても何社かございますので、その中で業者だとかメーカーについては選定していくということで、今想定している、お話聞いているところはありますけれども、そこになるとは限らないものですから、そういうことで準備を進めている段階でございます。

あと、2点目のどのように周知、PRするかということですが、まずは道の駅に設置するというので、町内のいろんな公共施設といいたいでしょうか、そういう施設の中では一番利用されるということなので考えておりますので、道の駅の関連のホームページだとか、いろんな道の駅の雑誌とかもありますので、そういったところに設置されれば、EV充電ステーションを設置しましたということでPRしていきますし、そういったことで可能な限り、せっかく設置するものですから、会社のほうでもあると思うのです。そういうことで、いろいろPRをしていって、一台でも多く利用していただけるようなことでしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 高田議員の93ページ、ワーケーションの利用の関係でございます。

補助要件の中の町が指定する宿泊施設という部分の名称でございますけれども、まず民間の中湧別の旅館さん3軒、伊勢屋さん、ふじ乃さん、松屋さん、それと町営の宿泊施設ということで、しらかば、それからレイクパレスということで考えております。旅館を利用することによりまして、民間活力の維持につなげてまいりたいということでの考え方でございますので、ご理解をお願いいたします。

それから、補助対象経費等の中で紋別空港を利用した場合ということでありまして、先ほどの資料33ページの補助対象経費等の2)の移動補助の中で航空機を利用する場合は片道5,000円の補助ということで助成させていただきます。この場合、発着する空港を限らずということにしておりまして、これは紋別空港だけに縛りますと、選択範囲が狭くなるということもございまして、発着空港は限定していないという考え方でございます。ですけれども、紋別空港を利用する場合につきましては、現行制度でオホーツク紋別空港利用促進助成事業がございまして、二重の補助ということにならないように、こういった規定を設けているものでございます。

以上でございます。

○議長 9番、檜山君。

○9番 2点ほど伺いたいと思います。どこで聞いていいか分かりませんので、代表的なところを指して伺いたいと思います。

まず、予算書86ページ、企画費に関連してお聞きをいたします。公共施設の再配置計画についてであります。この計画は、平成30年につくられ、町民説明も行われ、5年が経過をするところです。第1期計画の終了年、2026年まで4年というふうになりましたが、計画の位置づけがどのようなになったのか、何か明確になっていないところがあるというふうに思います。議員、我々としても理解をしておかなければならないところだと思えます。町民の皆さんにもどういふような計画の位置づけになったのか、発信をしていく必要があるのかと思えますので、改めてどのようにしていく考えかお聞きをしたいというふうに思えます。

それから、76ページ、文書広報費に関連してお聞きをいたします。湧別町暮らしのガイドブックの発行についてであります。これは、平成29年に湧別町暮らしのガイドブックが発行されたものです。これについては、福祉や介護をはじめ、各種制度について生活や町政全般についての内容や担当など、住民に分かりやすく説明になっているものであります。町民の方からは、新しいものが出ないだろうかとの話も伺っています。発行から6年を経過しており、内容を見直し、再発行をしていただけないかお聞きをいたします。

○議長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告（11：41）

再 開 宣 告（11：42）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長 檜山議員の1点目の公共施設の再配置実行計画の位置づけについてのご質問でございます。

この計画書の中でも、位置づけについては説明させていただいておりますけれども、まず湧別町総合計画ありまして、それに基づいて湧別町公共施設等総合管理計画というのを策定しました。この総合管理計画というものは、当時設定してから40年間の計画の中の10年間について計画を立ててございまして、これについては国の指導により全国の市町村が策定しているものでございます。それで、その総合管理計画策定したのですけれども、実際に実施に当たってはどうかということ、そういう計画もつくったほうが望ましいというような、そういう指導もありまして、先ほど檜山議員から話ありました湧別町公共施設再配置実行計画というものを策定してございます。その計画の中には、議員皆さんご承知のとおり、いわゆる公共施設の建築物、いわゆる箱物ですね、箱物についての計画として、ただ例えば学校なんかを、小学校、中学校については町立の小中学校適正配置計画というのがございますので、それはそちらのほうで計画を尊重することとしておりますし、公営住宅の長寿命化計画というのも

ございますので、それはそれでそっちのほうを尊重して、その2つを含めて、そちらはそちらで個別の計画あるのですけれども、それを含めて全体的に再配置実行計画というのを策定したところでございます。

位置づけについては以上でございます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 檜山議員の湧別町暮らしのガイドブックについてのご質問にお答えをしたいと思います。

この暮らしのガイドブックですが、これまでに2回発行してございまして、合併時の平成21年、そして平成29年に第2版という形で発行して、その都度全戸に配布をさせていただいております。それで、29年ですから、それから約五、六年経過をしておりますので、当然内容がかなり当時と現状では合っていない部分があるかと思っておりますので、その辺については一度精査をさせていただいて、今後随時見直しをしていきたいというふうに思っておりますし、またホームページのほうでもそういったものについては掲載をしておりますので、ホームページについてはタイムリーな情報で発信をしていきたいと心がけていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 失礼しました。答弁漏れがありましたので、檜山議員からご質問ありました今後の進め方について答弁させていただきます。

今回再配置実行計画については、議員からお話のありました第1期ということで、2026年までの10年間の計画で、その後、この計画書にも書いているのですけれども、第2期、第3期、第4期ということで、10年刻みの計画をつくるということを進めてございます。

それで、第1期の中についても10年間ということ非常に長いものですから、この計画書の中では2021年までの5年間と、それ以降の2026年までの5年間ということで、10年間の中でも前期の5年間と後期の5年間ということで、その見直す時期について明記してございます。

それで、議員ご指摘のとおり、あと4年間ということになるわけですけれども、この計画をつくったときからすると、例えば小中学校の義務教育学校のこと、それは小中学校の適正配置計画の中にもあるのですけれども、そういうことを実は想定されていなかったこと、今後庁舎の問題も含めていろいろ中身が変わってくると思っておりますので、その変わった中身に対応して随時見直しをしなければならぬことについては見直しを進めていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 2点目については、暮らしのガイドブックについては了解をいた

しました。今後見直していただき、速やかな発行をお願いしたいと思います。

それで、公共施設の再配置計画の関係ですが、10年計画で、10年刻みでこれを進めていくということは理解をしているところですが、私が一番聞きたかったところは、今出されている、その10年の実施計画ありますね。これらが住民の一番身近なところの施設である会館等の扱いが何かはっきりしていない。計画が繰延べされているのか、今進められて、例えば取壊しとか、そういうことも進められているのか、その辺の位置づけがはっきりしていないような気がしております。住民の方もちょっと戸惑っている面も見受けられますので、その辺どういような扱いで進んでいくのか、はっきり説明をお願いをしたいと思います。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 再質問についてお答えさせていただきます。

例えば住民の身近な施設ということで、会館等の扱いについて今ご質問があったわけですがけれども、この計画をつくった施設については、その建てた年度がそれぞれ違います。それで、耐用年数の問題、例えば木造であるだとか、鉄筋コンクリートであるだとか、耐用年数についてもそれぞれ違いますし、建てた年度も違いますし、その建てたときの状況もいろいろあるかと思えます。そういうことで、やっぱり一番は更新時だとか、大規模修繕時にどうするかという、そういうタイミングがあるのです。ですから、その大規模修繕が必要になった場合だとか建て替えが必要になった場合にどうするかというのが一番検討しなければならない時期というように考えてございますので、今地区会館等についても、総務課が今所管しているわけですがけれども、対象となる自治会のほうにご相談させていただいて、一部老人クラブの方にもご相談しながら、例えばどうしても必要であれば自治会が引き受けて、そのまま存続するということもありますし、そういった協議を随時進めていっている状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9番 そうすると、今の公共施設の実施計画、これは生きていて、生きていくといえますか、この今の計画のとおり進められていくのだと、これが基本ですよということよろしいのですか。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 今再質問ございました。

もちろんこの計画は今も生きてございますので、この計画の方針に基づいて進めていっているところでございますけれども、例えば物によってはというか、今庁舎の問題をどうするかということで検討する部分もありますので、そういうところで……

(何事か声あり)

○企画財政課長 失礼しました。

自治会館の話については、この公共施設再配置実行計画の考え方と変わって  
ございませんので、こういうことをご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 ただいま檜山議員のほうから今公共施設の再配置計画の考え方等  
を伺ったわけですが、たまたまうちの地区もこの5年度までに方向を定めな  
さいという町の指導の下に検討委員会等も立ち上げてつくっているわけな  
のですが、検討しているわけなのですが、検討委員会の中で出た避難場所  
になっているという問題が1つあり、それと今地域が活性化されるにコ  
ミュニティ活性化計画ですか、これを地域に策定していただくよう町のほう  
からお願いしているという中で、やっぱり地域の活動というのは地域の会  
館が中心になっていろいろな活動の拠点になっているということが1つある  
のです。これらを踏まえて、5年度までの回答ということになるのですけ  
れども、うちの自治会ばかりでない、ほかにも該当するところがあると思  
うのですが、これらの対応というのはどのように考えて、検討委員会がある  
ので、どのような対応を考えていけばいいのか、ご回答いただければと思  
います。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 村川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の避難場所の関係でございます。この部分につきましては、こ  
の計画書の中でもこの施設は避難場所に指定されているかどうかということも  
明記してございます。例えばここの施設については津波だとか洪水だとか、そ  
ういう指定になっているよというの明記して、分かりやすくしてございま  
すので、もちろんそういったことも含めて、その施設の存続なり今後の在り方  
について検討しているところでございます。

次の、例えば地区会館だとか公民館が地域の活動の拠点になっているとい  
うことについてでございます。自治会の中ではそういった検討委員会で検討  
いただいている場合もございますし、役員会だとか自治会の総会の中でいろ  
いろ検討されていると思いますので、その辺は地域の皆様と相談しながら、  
どういった方向がいいのかという、あくまでもこれは計画ですので、それ  
に基づいて進めて、あとは実際に利用されている方の意見なり話も聞きな  
がら進めてまいりますので、引き続きそういう形でこの計画に基づいて実  
行していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 よく分かりました。

そういうことで、検討委員会が5年までに検討する中において、町側に検討委員会の考え方等も含めて相談していただける、そのような対応はしてもらえるのかどうかお伺いします。

○議 長 企画財政課長。

○企画財政課長 今村川議員からお話ありましたように、実施に当たっては地域の皆様の意見をよくよく聞きながら進めていくということに変わりはありませんので、地域の皆様のご協力を得られるような形で、この見直しについては進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 宣 告（11：58）

再 開 宣 告（13：00）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1款議会費、第2款総務費の質疑を続けます。

7番、脇坂君。

○7 番 私のほうからお聞きしたいと思います。

総務費、91ページ、テレワーク推進に関する経費、このことにつきましては先ほども午前中に高田議員のほうからもご質問もありましたし、全員協議会のときのご説明いただいたときにも、そのことにも重なるかもしれませんけれども、お許し願いたいと思っております。

その中の事業内容のコワーキングスペースの整備事業につきましては、これはこの頃非常に各地でやっておられますから、大変必要なのかなと思いますけれども、次のワーケーション利用促進事業支援、このことにつきましては先ほども高田議員のほうからありましたように、宿泊する場所ということで民間3軒、町営のしらかばとレイクパレスというお話がありました。民間のほうについてどうかということはないのですけれども、ワーケーション、要するに仕事できて、テレワークなどしながらバケーションと、いろいろ観光とかそういうことを楽しむということなわけですけれども、湧別も非常に整備されておまして、温泉、そしてゴルフ場、そしてサロマ湖というふうな観光と、いろいろ遊んだりゆっくり温泉に入るということもできる設備がいろいろあります。その中で、やはりどうしても私引っかかるのは宿泊施設、このことについても少し整備されなければ、民間の宿泊施設にも頑張って少し整備してもらおうようなこととか、しらかばについても、今までのを見ていますと、食事が出ないとか人がいないとかということもありますし、レイクパレスにとっても距離的に非常に遠いということもありまして、果たして利用しやすいのかということもありますので、この宿泊施設について、もうちょっと何かお考えないか。ただ単に補助要件で3日以上ということになって、1週間もそこへ泊まり込むと

ということになれば、そこそこの施設にしなくては、なかなか都会……。ほとんど町内で仕事はできるわけですがけれども、町外から来られる方の宿泊施設に大丈夫なのかなということが心配なところもあります。3日以上ということになっていますので、この3日以上宿泊すること、この辺がどういうわけで3日以上ということにしたのかなということの考えあればお話ししていただきたいなという気がしております。

あと、このようにいろんな環境を持ったワーケーションをやれるということ、やはりせっかくつくっても利用してもらえないと一番困るわけですから、町外、いろんなどころの企業に知らしめる方法をホームページに添えることはもちろんでしょうけれども、そのほかにどのようなことを考えていられるかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 脇坂議員のテレワーク推進に係りますワーケーションの関係、前段の部分は商工観光課長のほうから答弁いたしますので、後段の3日以上利用する考え方についてお答えさせていただきたいと思います。

この3日以上滞りにした理由につきましては、北海道の総合政策部が移住推進に係るニーズ調査を実施しておりまして、そのアンケート調査の中で3日以内が3割、4日から1週間までの方が3割というようなことでの、6割の方が1週間程度の利用であるということをして、3日以上で最大7泊8日の利用ということの助成にさせていただいております。

それから、周知の方法でございますけれども、せっかく制度をつくった中で利用してもらえる見込みがなければどうにもならないという部分がございますけれども、例えば本町とつながりのある企業さんに対して情報を発信したり訪問をしたりという部分でありますし、また庁舎内の関係課でも各企業さんとも事業推進に当たっていろいろな方とつながりがあるという部分もありますので、そちらのほうとのつながりも考えてまいりたいと思っておりますし、また首都圏で実施しております移住フェア、こちらから参加させていただいておりますので、こちらの機会も使って移住につながっていくこと理想でございますけれども、関係人口あるいは交流人口の拡大、それから2地域居住という部分で環境を築いていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 脇坂議員のワーケーションの推進に当たってのご質問でございます。

ワーケーションの推進に当たりまして、宿泊施設の充実ということでござい

ます。しらかば、レイクパレスあるわけでございます。現在指定管理者において運営を委託しているという状況で、しらかばにつきましましてはご承知のとおり施設も老朽化してしましまして、利用者数も町内で工事現場があつたり大きなイベントがあつたりする場合に一時的に増えたりすることはありますけれども、やはり年間を通して安定的な利用ということにはなっていないことで、マイナス収支が続いているということをご承知のとおりでございます。

昨年11月の産業文教の委員会におきましても、いろいろしらかばの今後の方向性についてもご指摘をいただいておりますので、これらを踏まえまして現在6年度からの指定管理の更進に向けて、いろいろと施設の在り方、これどうしたらいいのかという部分も含めて今検討しているところでございます。それに向けてワーケーションとのつながりもありますでしょうし、どのような関わりを持っていけばいいのか、その辺も検討してまいりたいと。

レイクパレスにつきましても、今現状利用者が少ない状況でございますので、これから指定管理の更進に向けて、その施設をどのようなターゲットに焦点を充てて施設づくりをしていけばいいのかということも含めて、指定管理者の更進に向けては、もう時間がないわけでございますけれども、その辺しっかり検討して、手続のほうを進めていければというふうに思っております。

また、コワーキングスペースとの絡みもございまして、こちらのほうも設置するからにはたくさんの人に利用してもらいたいと思っておりますので、そちらも周知をしながら利用の促進を図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 7番、脇坂君。

○7 番 私、問題は宿泊施設でないかなという気はしているのです。TOMが中湧別の町にある。そして、温泉もある。上湧別にはゴルフ場もある。そんな中で、さあ、ゆっくり温泉に入って泊まろうかというときに、どこへ泊まるとなれば、しらかばとかレイクパレスにはならぬと思うのです。その辺、やっぱり民間になってしまうと思うのです。その辺を民間のしっかりした協力を得るためにも、やはり中湧別にこの事業に対して協力してもらえらるようなこと、それから指導ということではないのかもしれませんが、お願いして、それに少しでも設備を直したいということであれば、いろんな補助して直すとか、その辺も積極的にやってもらって、中湧別市街で一連のワーケーションができるというようなことが理想でないのかなということと、やはり町外、対外的に宣伝というのですか、そういうことをするときにも、一連の流れをきちっと、こういう楽しい町ですよということを、そして泊まってもこういうことですよと、本当に地元の食材をおいしくいただけますよとか、そういうものを一連の中でつくって提供していかないと、なかなか今どの町もやっていますので、湧



別にさあ、行きたいという考えを起こすためには、その辺をきちっともう少しやる方法があるのかなと思いますので、その辺の何か考えがあればお聞きします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 ワークーションに当たりまして、トータルでそういう観光事業も含めて中湧別の民間の宿泊施設も何かうまく関わりを持ってトータルで考えられないかということでございます。

先ほど言っていましたお店とかの改修に当たりましては、商業店舗の補助金もありますし、こちらのほうを使っただけであればと思っております。

それから、民間を含めて、そういうワークーションの取組ということで、具体的な取組を考えてはおりませんが、そのようなことが、どのようなことができるかも検討をこれからしていかなければならないのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 10番、山本君。

○10番 1点だけ、71ページの行政関連審議等に要する経費の中の庁舎等検討委員会委員報酬ということで、38万4,000円予算化しているのですがけれども、庁舎の検討委員会は答申も終わり終了していると思うのですがけれども、本年度の同じ金額、前年度と同じ金額予算化しているのですがけれども、どのようなことを考えているのかお伺いしたいと思っております。

○議 長 総務課長。

○総務課長 ただいまの山本議員の庁舎等検討委員会委員報酬の関係になるかと思っておりますけれども、この委員会の条例は昨年3月の議会において議決をいただきまして、その際所掌事務については役場庁舎等集約化による庁舎等再配置及び庁舎等整備に関する事項ということで定めてございます。議員おっしゃるとおり、昨年6月から、まず庁舎の集約化の関係について委員さんを選んで、そして1月の答申をいただきましたので、一旦今の委員の皆さんというのは答申までというお話をお願いをしていましたので、終わっておりますけれども、今後これから方向性が定められてから、やはり我々だけの一方的な考えで進むわけにはいきませんので、当然町民の代表の皆さんにいろいろ相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、例えばこれから基本計画等を定めていくに当たって、途中途中でお話を聞いていただくようなことを考えてございます。前回のように、毎月毎月というのはなかなか難しいかと思っております。要所要所、ポイントを絞りながら、いずれにしても最終的に後ろが決まっておりますので、それほど多くの回数は時間的にも難しいのかなと思っておりますけれども、どれぐらい回数を見込めるかというのは、そこまで判断がつかせませんでしたので、ひとまず予算的には前年度と同じ予算額で組ませてもらっておりますので、

ご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 10番、山本君。

○10番 今の説明の中で、前回までの検討委員会の方たちは答申までということだったのですけれども、では今後また新たに検討委員会の委員さんを決めて動かれるということなのでしょう。

○議 長 総務課長。

○総務課長 基本的には、できれば同じ人たちにやっていただけると非常にありがたいかなと。今までせつかくやっていただいたので、継続した中でお考えも持ってしっかりと協議できるのかなと思ひますけれども、なかなか続けてやれないという方もいらっしゃるかと思ひますので、その辺のところは今までの委員さんとも相談をしながら進めていきたい、選定をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願ひます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 なければ、第1款議会費、第2款総務費の質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を行います。説明書114ページから151ページまでです。

6番、酒井君。

○6番 民生費、ページ数は133ページ、それから予算の説明書は37ページでございまして、常設保育に関する経費ということで、芭露保育所の基本設計についての内容がございまして、あの場所でのこの芭露保育所を基本的に改築するというふうな考えなのかどうか、まずお聞きしたいと思ひますし、今現在この芭露保育所の児童数は何人でございましょうか。そのことも教えていただきたいと思ひます。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 酒井議員の芭露保育所の改築する位置と今の児童数のご質問かと思ひます。

芭露保育所の改築の場所につきましては、現在場所的には検討しているところでございまして、現地の今現在立っている位置も含めて、芭露地区の用地等を検討させていただいて、今保護者さん等にご意見を頂戴しながら検討していきたいと考えているところでございます。

児童数につきましては、現在、令和4年度の在籍は26名で、令和5年度の4月1日の在籍見込みが25名となっております。

○議 長 6番、酒井君。

○6番 私、毎週金曜日に学校回りをして、開盛小学校から芭露保育所も含めて行っているのですが、いつもこの芭露保育所を見るたびに思うのは、非

常にぼろだなどというのと、それから非常に狭い場所だなど。グラウンドにしても、何となく狭過ぎるのではないかなと。改築あるいは新しく新築するに当たっては、あの場所ではなくて、別の場所を考えたほうがいいのではないかなというふうに思うのです。そういうふうな考え等ございませんでしょうか。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 酒井議員の施設の老朽化についてのご心配と、別の場所を検討してはどうかとのご質問でございますけれども、保護者さんとも芭露保育所の説明会等でお話、既にさせていただいている部分もありますけれども、施設についてはやはり柵が老朽化しているので、児童には危険ではないかというご意見も頂戴しておりますし、別な場所、芭露学園の近くがいいというような意見も頂戴しておりますので、そちらにつきましては先ほどもお答えしたとおりでございますけれども、保護者さんと、あと地域の皆様のご意見を早めに確認して、基本設計のほうに反映していくように検討させていただきたいと考えております。

○議 長 6番、酒井君。

○6番 私が一番気になっているのは、要するにあの場所では何となく手狭に思っているものですから、あそこの場所を変えて改築か、あるいは場所を変えて新築か、どちらかというか、新築にしたほうがいいのではないかなというふうに自分自身は感じているのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 事業名につきましては、芭露保育所の改築ということで事業名、名称というか、設定させていただいておりますけれども、建物につきましては酒井議員、先ほどからご心配いただいておりますとおり、老朽化しておりますので、今の建物については廃止をして新たに建物を建てると。用地につきましては、学校とか放課後児童クラブ、児童センター機能とかの送迎等の利便性を考慮して、保護者さんから意見を聞いて、この場所というのはちょっと今、本当にこれから検討するところなので、お答えできませんけれども、保護者、地域の方々が納得するような形の場所を選定して事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議 長 10番、山本君。

○10番 私から2点、お伺いしたいと思います。

衛生費の139ページ、上段のほうの遠軽地区連携地域広域事業に要する経費の中で遠軽厚生病院の件で、今年度は5,326万6,000円、これは5年間、3町で振り分けて負担金として出すということなのですけれども、この中の遠軽厚生病院の産婦人科の先生の件なのですけれども、今復帰したかどうか分からないのですけれども、体調を崩されたということで、少しの間休診されて、代替の先

生もいなく、妊婦さんは北見等の病院に通われたということを知っていたのですが、産婦人科の先生の件なのですけれども、湧別で今準備金として妊婦さんに10万円ずつということで、厚生病院の産婦人科の先生が3人になるまでこの事業は続けたいということだったので、1人の先生が対応しているということで、この先生も体調を崩されたのは、本当に産婦人科というのは勤務時間から勤務時間ではなくて、24時間態勢で対応しなければならないということで、1人では本当に大変なことだと思うのです。それで、その後産婦人科の先生について、遠軽厚生病院側でどのような動きがあるのかお伺いしたいと思います。

それと、もう一点、143ページ、上のほうの産後ケア事業委託料ということで、湧別町はたしか前年度から産後ケア事業委託料は予算化されて実施していると思うのですが、その下の18節の産後ケア事業施設改修費負担金70万円とあるのですが、説明のときに聞き逃したようなのですが、3町で聞いたような気がするのですが、この件についてもう少し詳しくお話ししていただければと思います。

○議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告（13：26）

再 開 宣 告（13：27）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康こども課長。

○健康こども課長 ただいまご質問のいただきました遠軽地域医療対策連絡協議会負担金5,326万6,000円の関係でございます。

この負担金につきましては、遠軽厚生病院に係ります財政支援負担分と医療確保当該事業分の2本立ての内容となっております。お話のございました遠軽厚生病院の産婦人科の医師の関係につきましては、ただいま山本議員のお話がありましたとおり、常勤の医師、鈴木医師1名で対応しておりまして、あと出張医1名の代替ということで対応させていただいている状況でございます。

産婦人科医師の体調の関係でございますが、個人的な関係でもございますので、確かに体調不良の状況がございまして、一時の期間、休診をしたのではなくて、代替の医師を旭川医大のほうから来ていただきまして、対応しております。このたび遠軽厚生病院から聞いている話では、体調のほうは回復してございますので、4月からは従来どおりの対応ということで聞いていますので、その点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

あと、2点目の産後ケア事業施設改修費負担金の関係でございます。産後ケア事業につきましては、令和3年4月に母子保健法の一部を改正する法律が施行されまして、産後ケア事業が母子保健法に位置づけられるとともに、市町村

は当該事業の実施に努めるというふうになってございます。これを受けまして、本町では令和4年3月に実施要綱を策定いたしまして、当該事業の一部を実施いたしてございます。この産後ケア事業につきましては、デイサービス型と訪問型の2つの実施方法がございまして、令和4年度につきましては訪問型ということで、遠軽町にいらっしゃいます開業助産師の方に業務委託を行って対応をしております。内容につきましては、産後の母親の自宅に赴きまして、体調ですとか授乳、育児の相談等を行っているのがこの訪問型の事業内容でございます。

今回改修費を予算措置させていただきましたデイサービス型でございますが、この事業につきましては遠軽地区の3町が連携いたしまして、遠軽厚生病院に業務委託をいたしまして、令和4年度より実施する計画でございましたが、令和4年度は新型コロナ感染拡大に伴いまして、当初計画しておりました事業実施が難しいということで、令和4年度につきましては中止ということになってございます。令和5年度につきましては、当該事業実施に向けました遠軽地区3町が連携をいたしまして、遠軽厚生病院の病棟の改修を行いまして、そこで実施をしようとする内容でございます。現在聞いております内容につきましては、遠軽厚生病院の5階東病棟のナースステーションに壁で区切りを設けまして、そこで産後ケア事業の部屋に改修をするというものでございます。工事費といたしましては、現在のところ改修費と備品購入を合わせまして364万円程度の事業費を予定してございまして、この改修費に係る国の2分の1の補助がございまして、補助残を遠軽地区3町が出生数の割合により負担をするということで、今回関連予算を計上させていただいた内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 10番、山本君。

○10番 今説明で大体分かったのですが、遠軽厚生病院の産婦人科の先生、何か出張医で1名来られていたということも聞きました。

それで、一応3人まであれなのですけれども、3人体制でいくという当初の目標的なものの、今の段階で進展があるのかどうか、その点だけもう一点お伺いしたいと思います。

○議 長 健康こども課長。

○健康こども課長 ただいま山本議員から質問のございました産婦人科医の対策の関係でございますが、この医師の確保に当たりましては、遠軽地区総合開発期成会の専門会議といたしまして、遠軽地域医療対策連携協議会を平成27年12月設立いたしまして、産婦人科医師の確保に向けた取組を行っているところでございます。事業の内容につきましては、医師の確保ということで、医師募集活動ということで広告を掲載したりですとか、現在は医師派遣のための仲介

の専門業者に委託をいたしまして、仲介サイトで医師募集の掲載を行って、いち早く医師の方が着任するようにご努力をしているところではございますが、現時点におきましては遠軽厚生病院に係る産婦人科の募集の状況についてはないということで現在のところは厳しい内容というふうになってございますが、引き続き関係町村、それから関係医療機関とも連携をしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 9番、檜山君。

○9番 1点についてお伺いいたします。

予算書133ページ、保育所送迎バス運行委託料でお聞きをいたします。令和5年4月1日より幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装備が義務化されました。安全装備は、国も補助をするものです。予算説明では、児童措置費ではバスブザーを設置すること、また児童センター費では送迎バスに中湧別富美線を加えますが、バスブザーの設置をするのか聞き漏らしたと思うのですが、この辺分かりませんでしたので、もう一度教えていただければと思っております。

さらに、総務費のバス9台と福祉バス1台に安全装置を設置することによって、この安全装置とはブザーのことなのかというような気もしますが、バスのブザーはスクールバスも含め送迎全車両に設置となるのかお伺いをいたします。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 檜山議員の前段の保育所送迎バス等の安全装置の設置についてご説明いたします。

まず、児童福祉費の中で設置を予定しているのが子ども・子育て支援事業に要する経費で補助金で保育環境改善等事業補助金、こちらで認定こども園みのりさん、和光学園さん所有のバスに安全装置の設置のための補助を予定してございます。内容につきましては、最後運転手がバスのエンジンを切ったときに後方のブザーが鳴って、そちらで最後最後方まで行って解除をすると。それで、必ず最後部の席まで確認して降りるといような装置の内容を予定してございます。

あと、町所有の2台につきましては、常設保育所費で備品購入費を予定してまいりまして、現在登栄床から湧別認定こども園に運行している1台と開盛から認定こども園みのりに送迎を行っている1台、計2台を備品購入費で対応しようと考えております。こちらの装置を活用して、送迎に係る児童の安全を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 檜山議員さんからの後段の町所有のバスですね、それについての置き去り防止装置の設置についてご質問があった件です。

町営バスの9台、スクールバスも含めて9台と福祉バス1台、計10台、これ

についてもただいま児童支援担当課長から申しあげましたとおり、同様に置き去り防止装置を設置します。同じく後方でブザーが鳴ったら運転手が行って止めると、そういうような仕組みの装置を設置をする予定でございます。

以上でございます。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 ブザーについては分かりました。了解をいたしました。

それで次に、所在確認の関係でありますけれども、先ほどブザーの中でスイッチを切ったら後方へ行ってブザーを押すということだという話もありました。そのようなことで安全確認がなされるということによろしいのでしょうか。何か補助のほうの関係を見てみますと、バスの乗車、降車時に幼児等の所在確認が確実に行われるようにするというようなことで載っていたわけですが、その辺の考え方を教えてください。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 檜山議員の実際の児童の所在確認をどのようにやっているのかという趣旨のご質問かと思えます。

現在も送迎バスの運行に当たりましては、開盛からみのり幼稚園、登栄床から湧別認定こども園、添乗員が必ず乗車しておりまして、その日の乗車名簿を必ず確認して、乗るたびに誰が乗ったということを確認している。最後、施設に着きましたら、誰が降りたというのを確認して、引継ぎ担当の認定こども園の職員に引継ぎを確実にっております。

今回置き去り防止装置の内容につきましては、そのような確認を行った上で、さらに運転手が最後車両を動かして、車庫とか駐車場に停車した後にエンジンを切った後に、エンジンを切ったことによってブザーが必ず鳴ると。そのブザーを、座席というか、車の最後方にブザーの解除ボタンが設置されているということなのですけれども、その解除するために必ず最後方まで運転手が行くような仕組みになってございます。

今も、これは国の指導によりまして、昨年11月に北海道によりまして安全点検が行われて、町のほうで送迎に使用しているバス、和光学園さん、認定こども園みのりさんで使用しているバスの点検と、あと運行についての確認が行われておりまして、そちらも運転に当たっている職員、委託業務の会社の職員にもふだんどうやって確認しているかというのを確認させていただきまして、今もブザーはないにしても、必ず一番後方の席まで行って、清掃等、忘れ物等を確認しながら最後降りると。それで、一旦車両を格納するという手続になってございますので、その装置につきましてはそれらの作業を確実に行われるために補完するための装置と考えてございますので、それらを利用して今後とも児童の安全に気をつけてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいます

ようお願いいたします。

○議 長 1 番、関野君。

○1 番 今の関連みたいなものなのですからけれども、ここで聞いていいのかどうかお伺いします。

実は、芭露保育所の父母の会の役員さんから私の家に来まして、実はこういう事例があったのだと。その事例というのは、どこの誰が運転したか分からないのだけれども、小さい子供がおなかを壊したと。そして、体調が悪かったので、ちょっと車止めてくれないかと言ったら、車止めれないと言って、やっている間に子供がお漏らしをしてしまったと。そうしますと、その子供にとっては一生忘れられないトラウマになりますので、そういう事例があったのかどうかお聞きします。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 関野議員のご質問についてお答えいたします。

当該事例につきましては、乗車していた車両については町営バスの計呂地中湧別線で、芭露保育所の児童が登録をして芭露保育所に登園するのに利用していたときの話と報告を受けております。そちらについては、芭露保育所の職員も、児童でありますとか一緒に乗っていた年長の、違う学年というか、別な児童にも確認したところなのですからけれども、お漏らしをしたという事実はあったと。それで、着替えはしているのですが、運転手さんの対応については、怒られたとか言うことを聞いてもらえなかったというような事実が確認できませんでしたし、あと運行指定管理ということで、住民税務課のほうで四半期ごとに1回やっている町営バス運行の打合せの会議の際にも指定管理者の担当者に確認したところ、そのような事実は確認できていないということではあります。

ただ、私も保護者の方から直接確認について依頼ありましたし、児童を乗せているので、児童に対して丁寧な対応をお願いしたいという保護者さんの依頼はありましたので、それについては運行を担当している指定管理者のほうに依頼というか、お願いをしておりますので、今後とも子供たちが安心して乗れるような運行をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 ( な し )

○議 長 なければ、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 3 : 4 5 )

再 開 宣 告 ( 1 3 : 4 5 )



○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費の質疑を行います。  
152ページから183ページまで。

8番、小形君。

○8 番 159ページの上段、新規就農サポート事業補助金822万3,000円出ておりますけれども、先ほどの町長の説明でも新規就農者が入ったということで少しお答えは出たのかなという気はしておりますけれども、現在この新規就農者に5年間で750万円を給付するという、対象者の人数といたしますか、湧別町に一応定着している、大人、子供と分けてどのぐらい定着したのかということも含めてお聞きしたいかなと思っております。

それと、165ページの有害鳥獣駆除等報酬、それと有害鳥獣等駆除に要する経費の下のほうに負担金、猟銃免許取得等補助金、これらが出されているわけでございますけれども、ここで聞いていいのかどうか分かりませんので、間違っていたら大変失礼なのですけれども、札幌のほうに熊が出ましたということでテレビを見ておりましたら、赤外線とかなんとかで熊が下にいるのが分かるような状態が確認されておまして、湧別町ではドローンを活用して、新しくドローンを買った経過があると思うのですけれども、そのドローンの使われている経過は、どこでどういうふうに使われているか分かりませんでしたので、ここでドローンについて聞いてみたいかなと思っております。質問しているわけなのですけれども、私が見たのはチューリップ公園の空撮か何かをやったのがたしかあったかなという気はしておるのですけれども、上から見ると、先ほどの3Dではないのですけれども、よく分かるということで、いろんな活用性にこのドローン等があるかと思うので、現在登栄床のほうの道路を走ってきても、熊の捕獲のやつがあると思うのですけれども、そういう関係で出たときだとか何かにドローンを活用できたらいいかなとも考えている次第なのですけれども、現在そのドローンの活用性はどのようになっているのかお聞きしたいかなと思います。

それと、181ページの間にごございます公園管理に要する経費のチューリップ公園に関する経費の工事請負費で照明LED化工事が行われております。また、183ページで中間程度に工事請負費で町民憩の広場整備工事が行われております。公園も整備するときにはLED化工事が多分行われるとは思っておりますけれども、現在その他公園等でLED化工事がどの程度行われているのか。また、町民憩の広場の整備工事の上に上湧別百年記念公園の委託料、あと公園等の清掃委託料もありますけれども、百年記念公園も結構秋口になると、あそここのところサッカーで使ったりする子供たちもおるとのことなので、照明灯が明るいほうがいいのではないかと。進んではいると思っておりますけれども、今現在公園だとかLED化率ですね、どの程度行われているのか、分かっている範囲

で教えていただきたい。

○議長 農政課長。

○農政課長 今小形議員の質問に、サポート事業の関係ですけれども、お答えしたいと思います。

サポート事業は、令和2年から開始しまして、この事業を受けているのは今新規就農者で3件でございます。このサポート事業の以前に、名称は違うのですが、事業がありまして、その事業は2件の方が新規就農で事業を行っております。また、今年、令和5年から1件、新たに新規就農ということで就農予定でございます。

大人の数は、5件なので、夫婦で10名ですけれども、子供の数まで今押さえていないのですけれども、全ての世帯で子供がいる状況でございます。

以上でございます。

○議長 水産林務課長。

○水産林務課長 熊の駆除の関係でドローンの活用ということですが、本町では熊出ている場面で駆除等でドローンを活用したという結果、今のところありません。ただ、そういう対応していく中でデントコーンの畑ですとか、なかなか周りから見えなくて、中のほうが見えればいいかなという部分もありますので、そういうときには今後活用をしていこうかということで検討はしているところであります。今実際に使っているという結果はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 小形議員のLED化工事の進捗状況等についてのご質問でございます。

今その他公園ということでお話しいただいているのですけれども、町内にその他公園以外にもたくさん施設がございます。それで、せんだっての予算説明のときにも幾つか施設、新たな5年度予算に向けて計上しているところでございますけれども、計画的にできるだけ早くLED化を全町的に進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 8番、小形君。

○8番 ドローンの関係ですけれども、ドローンは可能性があるものなので、利用率を見つけて活用していただいて、技術を高めていただきたいと。観光にでも使えますし、いろんな面で活用の仕方がまだまだあるのかなという気がしているものでございます。

それとあと、LED化工事の件でありますけれども、せんだってたしかリラ街道ですか、あそこにたしかあったかなと思ったのですけれども、人の集まるとか、また利用するところが多いようなところ、百年記念公園はLED化にな

っているかどうか自分は把握していなかったものですからあれなのですけれども、そういうようなところは確実に早めに移行していただくように要望してまいりたいと思います。

○議 長 副町長。

○副町長 小形議員のご質問にお答えいたします。

まず、ドローンの関係につきましては、観光事業について、これまで活用してまいりました。そういったことで、なかなか天候、特に風の強いときには利用できづらいという部分がまだ技術的にあるものですから、そういった熊の出没調査に利用するとなると、そういった気候面の場合でできないということが現時点ではあるわけなのですけれども、できるだけそういったことも活用方法の一つとして利用していきたいと思っております。

次に、LED化の工事の関係でございますが、公園、施設の街灯あるいは道路の街灯、様々な部分で水銀灯が使われ、現在もう水銀灯が使えなくなっているという状況でありますので、町といたしましても各担当のほうから、その取替えについて事情は要求が上がってきているわけなのですけれども、いかんせん量が多いものですから、年次でやらなければ財源的に用意できないという中でございまして、二、三年前から順次やっているわけなのですけれども、ただ、今国のほうで脱炭素計画というか、そういった取組が重点的に行われてきておりますので、そういった財源がだんだんできております。こうしたものを活用して、できるだけスピーディーにやっていきたいということで光熱水費も軽減したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 質問します。

159ページです。6款、新規就農サポート事業補助金ありますけれども、資金の補助も大事なのですけれども、認定した後の行政としての農家に対するフォローアップ、それをどのようにされているのか。そこが一番これからも大事だと思うので、その辺分かる範囲で教えてください。

それと次、4日の畜産業費、これの1の牧野に要する経費2,338万8,000円ありますけれども、この牧野につきましては湧別・上湧別で何牧区あるのか。何牧野があるのかと。それと、令和4年度で何頭の牛が入牧されているのか。最近餌が高騰しておりますので、牧野活用が増えていると思っておりますけれども、その辺の入牧棟数、牧野ごとに教えてください。

以上です。

○議 長 暫時休憩いたします

休 憩 宣 告 ( 1 3 : 5 8 )

再 開 宣 告 ( 1 3 : 5 8 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長 まず、関野議員の質問にお答えしたいと思います。

サポート事業のフォローアップの関係だと思えます。サポート事業は、就農してから新規就農ということで5年間の間に750万円の支援をしているところでございます。その中に振興協議会というところがありまして、その中で農協だとか普及センターだとか共済の先生も入りまして、いろいろサポートしていく状況であります。この5年間終了したからといって、全てが打ち切りではなくて、普及センターも常時行っていますし、共済さんのほうも協力して、小まめに見てくれている状況でございます。

次に、牧場の牧区数でございますが、えんゆう農協さんのほうは富美と旭に2牧区、湧別農協さんが川西、東、芭露の3牧区となっております。

牧場の頭数については、資料をお持ちしていなかったもので、すみませんが、後ほどでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 2点についてお伺いたします。

1つは、154ページ、農業委員会についてお尋ねをいたします。私自身分からない面や勉強不足の面もありますので、お聞きをいたします。

農業委員会は、農業生産力の増進と農業経営の合理化を図ることを目的としているというふうに理解をしているところであります。条例を見ますと、委員定数は25名で、合併から変わっていないというふうに思っています。道内町村の委員数の状況を見ますと、湧別町は多いほうだなというふうに認識しているところですが、委員の活動状況、実態はどのような状況なのかお聞かせをいただきます。

それから、2点目が175ページ、遊園地のファミリー愛ランドユウの安全営業に関連しての指定管理について伺います。昨年、残念なことに観覧車に親子2名を取り残してしまう事故が発生しました。この事故は、テレビで全国的にも報道されたものですが、二度と事故を起こさないことが重要であります。町長の行政報告で、指定管理者は厳格な対策を講じ、従業員の教育とマニュアルの徹底を図り、事故防止に努めるとのことでありました。町は、多くの仕事を指定管理にしていますが、仕事を依頼する町として指定管理者を集め、安全対策や事故防止などのための研修を開催してはいかげなというふうに考えますので、お聞きをいたします。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 檜山議員の農業委員に関する活動状況について説明し

ます。

湧別町の農業委員は、今現在25名です。そして、農業委員のうち24名が農業者、あと残り1名が中立委員ということで、農業以外の方の意見も取り入れたいということで、1名の方が中立委員として入っております。

あと、農業委員としての主な業務は、湧別町の農地の所有者から売買、賃貸の要望があった場合、その25名の中の担当地区の農業委員は、その担当地区の申出のあった農地の集積や効率よく利用できる農業者を選定し、またその農地の土壌状況を調査して、売買、賃貸の単価を提示してもらいます。それで、売買、賃貸の価格が決まりましたら、毎月開催しています農業委員会で全員の農業委員の承認を得て契約を締結するという形になります。

あともう一つ、農地転用というものがあるのです。転用というのは、農地に例えば構造物等を建築したいとき、建築したいという申請があった際、その農業委員はその畑を転用していい場所なのか、あとはその申請された転用面積が過剰な転用で無駄な畑を潰すことがないか、そういう審査をします。それで、許可を出せる状況であれば、先ほど同様に農業委員会の総会で農業委員の承認を得て許可を出すようにしております。

あと残りは、遊休農地です。例えば耕作をしていない農地がないか、それらの見回りを農業委員は行っております。万が一耕作をしていない農地等があれば、耕作者と会って指導なりをしていく、そういうのが主な業務となっております。

以上で説明を終わります。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 檜山議員のファミリー愛ランドユ어의観覧車の安全対策の関係でございます。

昨年9月25日、ファミリー愛ランドユ어で起きた観覧車の取り残し事故ということで、その事故の後、指定管理者におきましては営業に関わるマニュアルの改正を行いまして、営業終了時の観覧車の乗客の取り残しの防止策といたしまして、観覧車の籠が20基あるわけですが、最後それを必ず2人体制で誰も乗っていないかの確認を行う。それから、籠1つずつに無線機を設置いたしまして、何か非常事態が起きた際に下にいるスタッフと連絡を取り合うことができるようにするというので、事故防止を図っていくということにしているという確認をしております。

檜山議員ご指摘のありました指定管理者を集めまして研修会を開いたらどうかということですが、これにつきましては管理をしている町から指定管理者のほうにその辺はしっかり従業員のほうに研修というか指導を行いなさいということはこちらから言っておりますので、その研修会につきましては指

定管理者のほうで従業員を集めてそれぞれ行ってもらおうというふうに行っているところがございますので、ご理解をさせていただきたいと思います。

これからこのような事故が二度と起こらないように、町としてもしっかりと指定管理者に対して指導徹底を行って、現場に足を運び、現場をよく見ながら指定管理者と連携して、そういう安心、安全な施設づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をさせていただきたいと思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9番 1つ目の農業委員会の関係ですが、農業発展のための組織でありますので、一層のご努力をお願いいたします。

せっかくですので、もう一点お聞きをしたいというふうに思います。農林水産省のホームページを見ますと、農業委員への女性の参画ということが取り上げられていました。現実的にはなかなか難しい面もあるのかなというふうに思いますが、女性の委員にどのようなお考えをお持ちでしょうか。また、先ほど言われました中立委員ですね、これらの委員の中に入れていただくという部分も一つには考えられるのかなというふうに思うわけですが、その辺のお考えをお聞かせ願います。

それから、2点目のファミリー愛ランドユウの関係であります。業者の対策、これらについては観覧車を2人体制で確認するなど、それについては理解をしておりますが、私が言いたかったことは、従業員の教育そのものではなくて、町が行うとしたら、その人を使っている業者への注意喚起をしていくこと、これが大きなことなのかなというふうに思うわけでありまして、管理者そのものへの安全対策、これらへの研修を行うべきでないのかなというふうに考えるものですが、この辺のお考えをお聞かせ願います。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 檜山議員の農業委員の女性の関係と中立委員の関係で説明させていただきます。

今現在農業委員は令和5年7月23日で3年間の任期満了となります。それで、先日広報2月号で農業委員の募集を掲載しまして、1ページ使って募集しております。その中でも先ほど説明した業務の内容等を記載しておりますので、また再度もし見ていただければと思います。

その中で、今現在も今月の20日まで募集期間となっておりますが、先日も中間発表はしているのですが、その中間発表の中ではまだ女性の申込みはありませんでした。今後20日までの間に出てくればなと思っております。女性の進出に関しては、事前に募集開始前には会長とともにえんゆう農協、湧別農協の組合長と懇談しまして、これからの女性の進出、社会的にも女性の進出も活動が考えられているので、農業委員もこうやって入れていかなければいけないとい

うことで何とか協力をお願いしますということで懇談のほうはしてきました。

あとは、中立委員の関係ですが、先ほど説明したとおり、農業分野以外の方の意見を反映させるということで、国からの通知等からも最低1名はいてほしいということで来ていまして、今の任期中は現在1名入っております。これからも1名は見込めるのではないかと思います。あと、これらの結果は、取りまとめ終わりましたら、例年なのですが、6月の議会定例会で皆様に農業委員の25名決まりましたら25名の方の承認をいただきたいと思っておりますので、そのときにはよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 檜山議員の指定管理者に対する施設の安全管理という部分でございます。

研修会につきまして、従業員ではなく、従業員を使う立場のそういうものに対して研修会を行ったかどうかということでございましたが、やはり研修会ということでもありますので、従業員を使う立場の者であっても会社の社員でございますので、それはやはり会社のほうで責任を持って行ってもらうということだと思っております。町のほうは、そういう注意喚起、安全、安心な施設運営について、もちろん指示はいたしますが、そちらの研修につきましては会社のほうでしっかりやってもらうというふうな考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 暫時休憩いたします

休 憩 宣 告（14：15）

再 開 宣 告（14：25）

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費の質疑を続けますが、予算に直接関係ある質疑をなるべくお願いしたいというふうに思います。

4番、村川君。

○4番 まず、先ほどの農業委員数の関係で、今現在、先ほど局長のほうからも説明がありました。総数で25名、うち中立とする委員が1名ということなのですが、今変わっているのかもしれませんが、当時学識経験というような形で何名かいた経過があるのですが、その中の内訳というのを分かれば教えていただきたいと思っております。

それから、愛ランドユ一の観覧車の事故の件なのですが、これは大変大きな事故に至らなくて済んだということで、町のほうは業者に対して注意喚起を行ったというようなことではありますけれども、何といたってもこれは町の施設であって、少なくともその事故の吹聴は湧別町の観覧車の事故ということが吹聴

されていくわけなので、湧別の信頼にも関わる大きな問題でもありますので、この辺を町としてもどのように責任を感じておられるのか。また、この事故が起きた要因ですね、これの実態というものをしっかり調べているのか。これ、私のほうに入ってきている現地での話では、要するに人手が少なく、その日に来た新しい人がそこの現場に回されたということが、経験のない人がその現場に立ち会ったということが大きな原因だというふうに現場で働いている人たちの意見もございしますが、その辺の実態というものを町としてきちっと調べていたのかどうか、それについて1点お伺いをいたします。

それから、説明資料の183ページのその他の公園に要する経費の12、委託料の中でご質問させていただきたいと思いますが、上湧別百年記念公園の芝生の件でご質問いたします。今いろんなスポーツ少年団等が管内の練習試合とか、いろいろ管内からも大勢集まって練習をされて、活用は結構大きくされているというふうに聞いています。その芝生がかなり凸凹ができて、やっぱりサッカーやるのに支障が出てきたということで、これらの対応ができるのかどうか。

それから、もう一点は、先ほど来誰かから質問がありましたけれども、街灯がないということから、個人の車を、あそこ入ってはいけないのだけれども、個人の車を入れて照明代わりに使っているということ。それから、保育所の裏側にある倉庫にいろんな道具等を出し入れしているわけなのですが、これが照明が暗いために、やはりけがの要因になるというようなことも言われております。これは、保育所側に街灯が1灯あると、サッカーの練習にも十分練習しやすい状況になっていくという利用者からの要望が出ております

それから、同じ百年記念公園なのですが、やはり練習中に蚊など、いろんな虫が大変大量に発生しているということで、やっぱり練習している子供たちが病院に行くような状況にもなっているというふうに聞いておりますので、その蚊の対策。これは僕らも随分昔、シブノツナイ湖キャンプ場だったと思うのですが、蚊の対策、何か穴を掘って、そこに蚊が寄るような仕組み等をされて対策を講じていて、本当に蚊のいないキャンプ場だったという記憶がありますし、近くでは丸瀬布がその対策をやっていて、やはり蚊が少ない、虫が少ないというような状況もありますので、それらを踏まえて対策を講じていけないかというようなことをご質問させていただきます。

また、P229の(1)の総合体育館に要する経費の12の委託料……これ教育委員会だったかな。

○議 長 後ほどお願いします。

○4 番 総合体育館、教育委員会だった。すみません。申し訳ないです。

あと、P177の(5)の宿泊施設しらかばに要する経費の中で、しらかばが来年度、指定管理者の改定があるというようなことですが、この前の改定するとき



に指定管理から活用だとか、そういうものはあまり見込まれない、経費がかかる、修理費がかかるというようなことで指定管理から外してはどうかというような意見も出た経過があると思いますが、更進した中で指定管理に入れて現在に至っているということなのですが、翌年の9月にそこにいた調理師夫婦が指定管理、素泊まりにするから要らないということで解雇されたというような形になって、この2人の報酬がまだそのとき4年間残っていたということで、このことについて予算の組み替えはしないのかという私も質問させていただきました。そこで、副町長のほうから、まだ宴会等も含めてやっていく、そういう考えがあるために、予算についてはそのままにしていきたいということで今現状に至っていると思うのですが、実際にそのときから宴会にどのぐらい利用されたのか、あそこの施設がどのぐらい利用されたのかについて、分かればその数字を示していただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 村川議員から農業委員の中立委員の関係で説明します。

かつて以前は農業委員も改選の際は選挙制を取っておりました。その際は、候補者の中には学識経験者や農協の理事者が入っているというのがあったのだと思います。湧別町の農業委員会でいえば、平成29年の改選期から、それ以前に農業委員会法の改正によって、それまでの選挙制から、先ほども軽く説明させていただきましたが、町議会の同意を要件とした町長の任命制という形になりました。それによって、農業委員の構成としては半数以上を原則として認定農業者とすると。そして、先ほど中立委員のことで説明ありましたが、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れるということになりました。それで、今現行の農業委員の構成の中では1名いる形でおります。

以上で説明を終わります。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 村川議員の質問でございます。

まず、愛ランドユ一の乗客の取り残し事故に関してでございます。議員ご指摘のとおり、町の管理している施設でございます。これは、町の施設でございますので、町の責任は非常に大きいというふうに感じて、認識をしているところでございます。

また、そのときの状況の確認ですね、どういう状況でそういうふうになったのかということですが、経験のない者がついたということで、そのときまたま就労センターにお願いしている従業員さんがついていて、1人で最

後観覧車を運行させていた。それで、終業時間になったときに確認が怠って、親子3人を取り残してしまったということで、それにつきましては町としても指定管理のほうに事情を聴取しまして、確認をしていたところでございます。

それから、百年記念公園の関係でございます。まず、管理委託で芝生の散水だとか芝生の草刈りだとかやってもらっている状況でございます。議員ご指摘のサッカー少年団だとか、そういう使うことで最近凸凹になってきているのではないかという状況でございますが、商工観光課で確認している状況の中では、まだそこまで芝を張り替えるまでの凸凹ではない状況だというふうには確認をしているところでございます。

それから、夕方少年団が使うときに暗くて、個人の車で照明を照らしているという状況ですけれども、この辺につきましては照明の具合とかもあると思いますので、確認をさせていただきたいと思います。今の状況でそのまま使えないのかどうかというところを確認したいと思います。

それから、倉庫の中にある用具入れの周辺の明かりもどうかかならないかというところですが、これにつきましてもそんなに大きな照明は要らないかと思うので、人感センサーのLEDライトなんかを、安価なやつを購入して、そういうので対応するなりして状況を確認していきたいというふうに考えております。

それから、同じく百年記念公園の虫、蚊ということで、どういう対策をしたらという部分ですが、周りのそういうキャンプ場とか、そういうところを参考にしながら、今後どういうふうに対策できるか検討してまいりたいと思います。

それから、指定管理者、しらかばの関係でございます。一昨年、夫婦の管理者が退職いたしまして、その後委託料を減額せずに宴会等で対応していくということで、宴会の利用者数なのですが、コロナの状況もかなり大きく影響いたしました。令和元年度につきましては、人数で361人の利用者、それからコロナの感染症の影響で令和2年度におきましては17人、それから令和3年度におきましては11人という状況になっており、令和4年につきましては昨年度末の実績ですが、ゼロということになっております。

以上でございます。

(「宴会の回数は」の声あり)

○商工観光課長 人数までしか押さえておりません。申し訳ないですが、回数までは押さえておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 4番、村川君。

○4番 農業委員会のほうは、法の改正によってという説明がございました。地区から農業委員を選出するときになかなか、都会周辺の農業委員会は主婦が主体になって農家やっているところが結構あるので、やっぱり女性の農業

委員というのは出てくるのは率的に高いと思うのですが、湧別のような地区においては、なかなか地区から推薦で上がってくるという農業委員は大変難しい状況にあるのだというふうに考えられます。

そこで、できるだけ、これは中立の委員というのは1名以上ということになりますので、これは町長の任命ですよね。町長の任命ではない。

(何事か声あり)

#### ○4 番 なるほどね。

これらをやっぱりもっと、1名以上という規定がありますので、中立の委員であれば出せるということなので、それらを女性の委員に向けていくということが女性の農業委員を増やしていく一番の対応策でないかというふうに思っていますので、局長のほうも農業委員会としても十分検討していただければというふうに思います。

それから、愛ランドユ一の件について、課長のほうから十分実態を把握しながら対応してきたということですので、先ほど来他の議員さんからも指摘がありましたように、しっかり業者に対しての人事面、人の配置の面だとか、その人の経験を見ながら、やっぱりそれに合った配置をさせていくというような指導を行政として、していくべきかなというふうに思いますし、先ほど来課長から町の責任も大きいよというようなこともありますので、今後の大きな対策、考え方として、町長からご答弁をいただければよろしいかと思えます。

それと、百年記念公園の関係について、地盤の凸凹については、課長のほうでも現地を十分確認して、まだ状況としては対応するのは早いというような考え方ですので、それらも踏まえて、利用者が管内からも相当結構来ているのです、大会。だから、そういうことも含めて、やっぱり管内からそうやって来てもらえるということは大変ありがたいことなので、少しでもいい状況の中で練習が行えるというような状況、環境をつくっていただきたいなというふうに思います。

街灯の関係なのですが、これ本当に暗くて、今の倉庫の部分、だから保育所の後ろ側になるのですが、その辺に1つ、そう大きくなくてもいいから建つことによって、その施設も、それから練習にもかなり効果が上がっていくということを言っていますので、両方含めた中での対応策を考えていただければと思います。

虫の件については、他にそういう対応しているところもありますので、それを十分見ながら検討していくということなので、それはそのような方向で進めたいなというふうに思います。

それから、しらかばの件については、確かに実態としてコロナがずっと続いたという状況で、これしらかばだけでない、いろんな施設利用が減っている現

況にはあると思うのです。ただ、最近ですけれども、たまたましらかばに通年、いつも泊まっている本州の方がしらかばに泊まりたいという連絡を入れたところが誰も出ないということで、私のほうにどこへ連絡すればいいのだという話がありまして、取りあえず指定管理者なのですけれども、商工観光課に連絡取ってみてくれないかというようなこととお話ししたという経過もありますので、一応まだ宿泊施設として公に出しているわけなので、それらも踏まえながら対応策をしっかりとやらしてもらえようような指導もしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 村川議員の、まず愛ランドユーの観覧車の関係でございます。

指定管理者の適材適所といいますか、職員の配置の仕方につきましても、しっかりと指定管理者のほうに指導徹底を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、百年記念公園の関係でございます。最近サッカー少年団でも管内から大会ということたくさん少年少女の選手が来て使っていただいているという部分もありますので、しっかり今後もそういう芝生の管理等を行っていきたくて考えております。

また、倉庫、それから練習にも街灯があればいいのだという部分でございますが、それに関しましてはもうちょっと現場を確認しながら、どういう使い方がいいのかという部分も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、しらかばでございます。ご指摘のあった、電話しても誰も出なかったという部分もあります。ただ、今指定管理のしらかばの部分なのですが、電話をすると緑町にある事務所のほうに転送されるような仕組みにはなっているのですが、今年Wi-Fiの設置工事を行いまして、その回線の変更等があったおかげで転送の手続が遅れているということもありまして、転送にならなかったということで、不具合があったということは申し訳なかったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 村川議員の中立委員と女性委員の関係ですが、先ほども説明したのですが、12月に各組合長と懇談しました。粛々と活動、その女性登用について説明させていただきました。先ほども募集中ということの説明させてもらったのですが、3月20日には最終結果の公表しますので、見届けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 町長。

○町 長 ファミリー愛ランドユ一に係る事故の関係でございます。

基本的には、町の公共施設で事故があった場合については、全て町の責任というのは間違いのない話でございます。その原因がどうなのかという部分については十分検証しながら、その対策を取らなければならないというのは当然の話でございます。

指定管理というのは、基本的には事故またはコンプライアンス等々含めてどういう対応するかということで提案をいただいて選定させていただいてございますので、その提案内容に基づいているものなのかどうなのかという部分については、当然確認もしていかないとならないですし、それが対応できていないものであれば、当然改善をしていただかなければならない部分でありますので、今後においても十分、事故のないのが当然でありますので、事故が起きないような対応をしていただくよう、それぞれの指定管理業者様にお願いしていきたいというふうに考えてございます。今回の事故に対しましては、我々の中で本当に申し訳ないというふうに考えてございますので、今後このようなことがないようなことに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 ( な し )

○議 長 なければ、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費の質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費、第9款消防費の質疑を行います。

暫時休憩いたします

休 憩 宣 告 ( 1 4 : 5 3 )

再 開 宣 告 ( 1 4 : 5 3 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

184ページから197ページ。

8番、小形君。

○8 番 8款土木費、193ページ、中段、備品購入費、説明では住宅のヒーターとボイラー給湯5台の交換だということでお伺いしたのですけれども、説明を受けたときにヒーターということなので、ヒーターって蓄熱式の暖房ヒーターかなという気がしたので、確認のためにそののところ。暖房のヒーターはどんな形式のものなのかお伺いしたいなと思って。現在いろんな影響があって、いろんなものが高いいのですけれども、電気はまだまだ高くなるということで、以前暖房のヒーター等は特に長時間使うことで、電気のヒーターだったら別なほうがよかったのではないかなという気を持っておりますので、その辺お伺い

したいかなと思います。

それと、9款消防費の195ページ、防災行政無線施設設定業務委託料、この説明のときに防災スピーカーから歌が流れますという説明があったように記憶しているのですがけれども、町長も執行方針で言われているとおり、防災無線から半崎美子さんの歌が流れるということなのですからけれども、いつ、どのように、どの場面で、どういうときに流れるのか。設定するのでしょうかから、多分一番最初、ピンポンパンポンというところで流れてくるのか、あるいは何もない定時で流れてくるのか、その辺どういうふうなときに流れてくるものなのか知りたいかなと思いますので、ひとつその辺よろしくお願いいたします。

○議長 建設課長。

○建設課長 小形議員の公営住宅の修繕に係る備品購入費のご質問でございます。

備品購入費につきましては、給湯ボイラー10台分と加熱調理器5台分の325万円を計上しているところでございまして、加熱調理器につきましてはIHヒーターの形になってございます。それと、給湯ボイラーにつきましては蓄熱暖房機、既に公営住宅を改修するときに設置をしている蓄熱暖房機が若干ですがけれども、設置されておりました、それについてはその部分の修繕を、取替えをするとすると莫大な費用がかかりますから、今のところはその部分については修繕で少しずつ直していければというふうに考えているところでございまして、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 防災行政無線施設設定業務委託料についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

現在町内には屋外拡声スピーカーが33か所ございまして、そこにミュージックチャイムを流しておりますけれども、これはあくまでも点検という意味合いで流してございまして、現在1日に2回、午前7時と午後5時にミュージックチャイムを流しておりますが、そのミュージックチャイムをこのたび湧別町のチューリップ応援大使に委嘱させていただいたシンガーソングライターの半崎美子さんが作詞作曲をされた本町のイメージソング「春を受け継ぐチューリップ」という曲がございましてけれども、これをメロディーに変えてもらって、約1分程度の長さになりますけれども、それを先ほど言った時間帯で流させていただきたいということでありますので、ご理解ください。

○議長 8番、小形君。

○8番 最初のヒーターの件は自分のちょっと、ヒーターと聞いたのは電気調理器具だろうとは思ったのですがけれども、暖房だと今高いので大変だろうなと思って、調理器具ということで納得しましたので、また今後ともそうい

うような、今後電気高くなったりもするので、いろいろと住宅のもの買うときに新たなものでもよろしくひとつ考えて行動してもらいたいと思います。

また、防災のほうは分かりました。ありがとうございます。

○議 長 建設課長。

○建設課長 備品購入費の部分につきましては、今後住宅の建設に対しましては、暖房につきましては入居者のほうであくまでも用意していただくような形の整備を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 4番、村川君。

○4番 予算資料191ページの(1)の公営住宅維持管理に要する経費の中でご質問させていただきます。

単身の公営住宅なのですが、入居のときの契約というか、そういうものについて、今昨年から数名の若い人たちからご意見が届いていて、当初入るときは暖房設備はついていたと。いつのときか、終わったときには、これはもう個人持ちですよというような説明があったというようなことで、個人が設置しているということなのですが、契約時にどのような形の契約をしたのか、説明願えればいただきたいと思います。

○議 長 建設課長。

○建設課長 単身者住宅の暖房につきましては、青葉団地につきましては建設するときに灯油の暖房については設置をしてございました。ただ、年数が経過いたしまして、部品が壊れてきて、もう部品もない状態で、全て壊れた段階で取替えをしていかなければならないというような状況に少しずつなってきましたので、最近2年前からですけれども、入居者の方につきましては壊れる前にはでございますけれども、最終的に今町で設置した部分につきましては撤去して、新たに入居者のほうで設置をしていただくという形で考えているところでございまして、最近につきましては入居者の方については既にストーブが設置されていない状況の申込みをしてございまして、新しく入る方については自分持ちで設置をしていただくことになってございます。ただ、長年住んでいる方につきましては、壊れるまではそのまま使っていきたいということで、全部が町で負担をして直してくれということではなくて、壊れるまで使いたいのだという話は何件か聞いております。ただ、逆に一酸化炭素中毒だとかそういう部分の懸念がありますから、壊れる前に撤去をある程度させていただきながら、入居者の理解を得ながら撤去をさせてもらって変更をしているというような状況になってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 4番、村川君。

○4番 説明はよく分かりました。

やはり入居するときに、少なくとも壊れたときには個人で設置してもらおうの

ですよという明確な契約書を交わさないと、こういうことが起きてくると思うのです。新たに入る人は、暖房施設を取り除いて、通常の住宅のあれみみたいな形ですということだから、それはもう最初から分かっていることだからいいのですけれども、当初から入っている人たちは、そういうご意見が。暖房なしでは冬過ごせないなので、当然自分で暖房は用意はしたけれども、その部分の説明がもっと契約にされてもよかったのではないかというようなご意見をいただいていたので、その点について課長のほうからもう一回丁寧な説明があればいいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 建設課長。

○建設課長 文書で入居者の方には全て連絡をさせていただきまして、その中で私どもに直接問合せ来たのは2件でございます。その中で、壊れるまではいいのではないだろうかということと、うちのほうで撤去するに当たりまして夏場ということで、冬になる前に撤去させていただきますよという形のご説明をさせていただいているところでございましたが、先ほどと同じ回答になりますけれども、壊れるまでというと、逆にそういう事故が発生したときの責任問題にもなりますので、ここについては今全体的に公営住宅、先ほどもお話ししましたけれども、ストーブ関係については一般の住宅についても全て入居者の負担で整備をしていただいているような状況に変わってきておりますから、そういうような形をお願いを差し上げているところでございます。

また、今後もしそういうような問合せが来ましたら、詳しくそういう形で説明をして、理解を求めるような形で説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議 長 1番、関野君。

○1 番 質問します。

予算書ですか、説明資料、これの68ページ、遠軽地区広域組合に要する経費でございます。遠軽地区広域組合の負担金という部分で、事業費が3町負担額で9,240万円、そのうち湧別町の負担額28.76%、金額にしまして2,657万4,000円となっておりますけれども、この28.76%というのはどういう形で出てくるのか、私分かりませんので、説明願いたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 ただいまの関野議員の遠軽地区広域組合の負担金についてでございます。

それで、まずこの負担金ですけれども、私どもが担当している部分といたしましては、消防費分ということでご説明をさせていただきますけれども、先ほど議員さんがおっしゃったのは、新庁舎建築に係る部分でありますけれども、それも含めて説明をさせていただきます。



まず、消防費分は議会及び事務局負担金、それがいわゆる一般的な事務費であります。それと、もう一つが消防等負担金ということで、これはいわゆる消防署員の人件費だとか消防団の出動したときの経費だとか、そういったものにあります。まずこの2つに分かれております。

まず、議会及び事務局負担金でありますけれども、全体で586万2,000円、これを3町で負担するものでありまして、まず人口割というのがございますが、前年9月末現在の3町の人口により案分をして求めた人口割ということで76万3,000円、それから普通交付税に係る3町の前年度の基準財政需要額により案分して求めた財政割として52万円、それから均等割ということで3町で均等にお支払いするというので39万円。これ3つ合わせまして167万3,000円になります。

それから、もう一つの消防等負担金ということでもありますけれども、この中に先ほど言った消防庁舎の新築に係る基本設計等のお金が全部入ってきております。総額で12億4,702万2,000円、これを3町で負担するものでありまして、普通交付税算定に係る3町の前年度の消防費分の基準財政需要額により案分をして求めます。そうしますと、3億5,864万3,000円、これが本町の負担金になります。率に換算すると、先ほど言った本町が28.8%ということになりまして、残り遠軽町が49.8%、佐呂間町が21.4%を負担するということになってございます。

以上で説明を終わります。

○議長 9番、檜山君。

○9番 1点についてお伺いいたします。

予算書195ページです。災害対策費についてお聞きをいたします。令和5年2月2日の道新の報道によりますと、道はオホーツク海沿岸の津波浸水想定をしております。この想定で最大クラスの地震が起きた場合に、津波の高さと到達する時間を公表しております。湧別町は、最大5メートルの高さとなり、津波の到達時間は20分と公表されています。5メートルの高さといえますと、2階建ての建物の屋根のひさし程度だということでもあります。報道では、ハザードマップは作り直すということの報道がされておりました。見ますと、予算はないような状況であります。どのようなスケジュールで作り直すお考えかお聞きをいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいまの檜山議員の津波の関係でございます。

今報道ではハザードマップを直すというお話、どこからそういう話が出たのかなというのがあるのですけれども、それで基本的にうちの津波の災害ラインというのは2号線、総合体育館、セブンイレブンのところまで、あそこが基本

的には逃げる場所ということで、今回新しく示されたやつでいきますと、一部芭露と丁寧地区が若干少し減る部分と増える部分があるというふうに聞いております。ただ、あくまでもまだ専門委員会での話でございまして、正式にこれからまたこちらのほうに通知来るのはもう少し先になるのかなと思っております。いずれにしても、前回ハザードマップを作ったのが、もう四、五年たっているのかなと思えますけれども、若干変わる部分がありますので、今度は時期を見て、例えば避難所だとかについても、今度学校も義務教育学校とかなったりしますので、そういった部分も出てきますから、それらも含めて適宜最適な時期にハザードマップのほうは実施していきたいというふうに思っております。基本的に大まかな部分は変わらないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 大まかな部分では変わらないというようなことで理解はしたところですが、そのときの報道等を見ますと、大きな津波が来た場合に、湧別町では20分で来ますよというようなことでありました。時間が20分しかないよという中で、仮にこれが夜中の場合、あるいは停電中の場合など、最悪なことを考えた避難というのが必要になるのかなというふうに思います。これらをいかに町民あるいは各個人に知らせるか、伝達するかということが大きな課題になるのかなというふうに考えていたわけですが、この辺の伝達方法といえますか、これらをどのように考えているのかお聞きをいたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 災害発生時、特に津波になりますけれども、そのときの情報の伝達手段についてのご質問かと思いますが、これまでも何度も説明をしてきたつもりであります。

それで、複数の手段をご用意しておりますので、1つは防災スピーカー、屋外で活動している人たちに知らせるためのスピーカーになりますけれども、屋外の拡声スピーカー、これは町内に33か所設置しておりますので、そちらに流すと。それから、午前中に関野議員の一般質問の中でも出ましたけれども、防災ライン、それと防災メール、それからホームページについても流しておりますし、といったことで基本的には4つの手段を用いてお知らせをするということでもありますし、そのほかに、いわゆる自主防災組織が各自治会あると思えますので、そういったいろんな方法でお知らせを聞いた人たちからうまく口コミでとか、そういうように伝わっていくというのが、そこが一番重要になってくるのかなと思っておりますので、今言ったような伝達手段、多種多様なものを町としては用意しているつもりでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 4段階での伝達方法などを考えていると。そのほかに自主防災組織というようなことを言われたわけですが、先日と申しますか、12月の停電のときなどでも、たしか街頭の放送などは使えなかったのではないのかなという気もしていたわけです。そういうような中で、夜間の場合だとか停電時のこと、最悪の条件を想定した中で検討していただければというふうに思います。

それで、最後に伺いますが、先ほども出ました自主防災組織、現在どのようになっているのか。何団体ぐらいが未設置なのかお伺いをいたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 自主防災組織の設置状況ということになりますけれども、30自治会ございまして、今現在20自治会が自主防災組織を設置している状況にあります。この中には連絡網だけを整備しているというところもあるのですけれども、これも自主防災組織として私どもとしては位置づけをしております。実は昨年12月に停電の関係であった後、やはりよその自治会でこういったものがあつたというのを聞いて、今複数の自治会からつくりたいという話も届いておりますので、役場のほうで協力してくれないかというようなことも来ております。こちらのほうとしても積極的に関わって行って、この自主防災組織をできれば30自治会全てに設けていただきたく、これから積極的に引き続きお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、今言いました20自治会の中には、津波の避難ラインに入っている、内側に入っているというのですか、その自治会につきましては全ての自治会が設置をしているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (なし)

○議 長 なければ、第8款、第9款消防費の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします

休 憩 宣 告 (15:20)

再 開 宣 告 (15:30)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款教育費の質疑を行います。198ページから233ページです。

2番、高田君。

○2 番 それでは、215ページ、3目教育振興費の3項、(7)、ヘルメット購入補助に要する経費、これは本年度から法律改正によりまして、自転車の利用者を対象にヘルメットの着用が義務化されるということでございますので、中学生60名分の補助金ということで見ているわけでございますけれども、補助金に関しては全然異存はないのでございますが、実はヘルメットということ

振り返りますと、旧上湧別町時代、子供さんの事故がありまして、湧別高校の先生の息子さんだったかな。その方が踏切で事故に遭いまして、その事故がもしもヘルメットをかぶっていたならば死亡に至らなかったのではないかという事例があったのです。それによりまして、旧上湧別町では小学生は登下校時全員、中学校は自転車だけだったかな、ヘルメットの義務化ということがされまして、一応旧上湧別町ではヘルメットをかぶるようになったわけですが、それでも、その後いろいろとありまして、今度PTAのほうから、そのヘルメットが大変重たい、あるいは夏は髪が蒸れるということで、いろんな苦情があったりして、結局そのヘルメットの着用に関して有名無実というか。今辛うじて自転車だけはまだ残っているのかな。それなのですけれども、自転車も見てみますと、自転車の荷台に置いたりハンドルにぶら下げたりしている小学生が見られます。

それで、PTAとの話合いということになるかと思いますけれども、このヘルメットに関してどのような形状、あるいはどのようなデザインということがあるかどうか私は分かりませんが、ある程度一定のそういうヘルメットというのは決まったものがあると思うのですけれども、今後また中学生が自転車乗るときにヘルメットをかぶさせるとなってくると、またPTAの中からもいろいろなことが持ち上がってくるという懸念があるのです。懸念がありますので、その辺りしっかりと教育委員会としてPTAとそういう話合いを持っていただきたいというような気がいたしますので、懸念でございますけれども、そういうことで何か考えがありましたらよろしく願いいたします。

○議長 教育総務課長。

○教育総務課長 ただいま高田議員からご質問のあった件でお答え申し上げます。

旧上湧別町の経緯は私も存じているところでございまして、確かに蒸れるだとか、そういうところでPTAのほうから緩くしてもいいのではないかという経緯があったこともよく存じております。

それで、合併後、現在の状況をまず報告したいと思います。現在中学生以上の、法制化になる前、現状でございますけれども、小学校段階では通学はもとより、家に帰ってからも必ずヘルメットは着用することということで指導してございます。これについては、2年前に小学生については義務化されておりますので、それを契機にしっかりと学校で指導しておりますので、家に帰ってからもちゃんと着るのだよということで指導してございます。それに基づいて、PTAから特に蒸れるだとか、そういう苦情は現在のところ教育委員会としては届いておりませんので、その心配はないかなと思いますし、昔上湧別町時代のヘルメットは、いわゆる建築現場のヘルメットのような昔のものでございま

して、通気孔の穴も何もないような状態だったのですが、現在のものはきちっと、サイクリングレースだとかそういうときにも使えるようなスリットが入っていて涼しいものになってございますので、その辺もデザイン的にかなり進歩しておりますので、特に格好悪くて嫌だとか、そういう話は聞いていないところでございます。

それで、今後4月以降につきましては法制化になりまして、大人まで含めて全員義務化されますが、教育委員会としましては中学生、義務教育学校の後期課程までの子供については小学生と同様に、通学はもとより、家に帰ってからもしっかりつけるようにということで指導していきたいと思います。もしPTAからそういうような声がありましたら、すぐに話をしながら、法制化されておりますので、その部分はしっかりと説明をしていきたいと思います。何より事故防止に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、説明いたします。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 229ページの(1)、総合体育館に要する経費の委託料の中でお聞きしたいと思いますが、まず総合体育館、それから体育施設が町内に何か所かあるわけなのですが、例えば芭露の研修センターですか、ほとんど総合体育館とかそういうものを使ってスポーツ少年団がいろいろ冬季の練習なんかしている状況にあります。その中で、これ使用料についてなのですが、地元の少年団が利用することは無償だったと思うのですが、その地元の少年団が他方から呼んで練習試合をするとか、そういう部分については有料になるのか無償になるのか。これ施設によって違うのかなという気もしないでもないのですが、それらについてお答えいただければと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 村川議員からのご質問にお答えしたいと思います。

社会体育施設の使用料の関係でございます。体育施設条例で使用料を定めておりまして、少年団等は全額免除というふうにならなっております。体育館、屋外スポーツ施設、全て同じでございます。

また、ほかの町から少年団を呼んで練習試合ですとか、そういったものを行ったときはどうなのだということですが、その練習試合とかの大会の主催者が、町内のスポーツ少年団が主催、主管して責任を持って使用するというのであれば、それは免除で使えるというふうに認識をしております。

以上です。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 その主催者というのは、ただ単純にサッカー少年団が主催という形になるのですか、それとも体育協会が主催とかということになるのか。今任

意でサッカー少年団だとかそういうのをつくっていますよね。野球少年団もそうだし。だから、そういうものが、その地元の少年団が主体になって管内からいろいろ呼びつけて練習試合をするということについては、主催であればいいということに受けたのですが、これは結構今少年団も活発になって、管内の交流も相当図って練習しているし、これにほとんど父兄がついてお互いの交流を図りながら、この少年団の育成というか、そういうものに相当力を入れている状況にあるので、できれば主体になるのが少年団なのか、少年団というそのものがしっかり主体の責任のあるものになるのか明白でないのですけれども、もしそういう状況になったときは管内から呼びついたり、そうして練習したり大会をしたりということは無償になるということの解釈でよろしいですか。再度。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 体育施設の使用料の減免に関しましては、公の施設の管理及び使用等に関する条例施行規則で定められておりまして、具体的には町内のスポーツ少年団加盟団体が団体活動に使用する場合は全額免除というふうに規定をされておりますので、町内のスポーツ少年団が主催をして練習試合、大会等、ほかの町からの少年団をお呼びして大会を開催する場合には、この規則にのっとして全額免除となるものでございます。

また、先ほど言われました体育協会に関しましては、全額免除ではなくて、規則で2分の1の減額という形の規定になっておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長 4番、村川君。

○4番 現実に昨年、冬季に向かって町内の施設を使って、そういう大会なり練習をしたときに、有料だと言われて料金を払ってきたという実例があるようなので、その辺も体育施設の管理者がやっぱりしっかり理解できるような指導もしてやっていただきたいというふうにお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

○議長 1番、関野君。

○1番 3点ばかり質問します。

まず、1つは、223ページです。ここの委託料の中の芸術文化振興事業委託料ですか、今年何か4公演決定したという話聞いておりますので、その中身について、いつ頃実行されるのか、分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

それと、もう一つ、227ページ、負担金でサロマ湖100キロウルトラマラソン、これも何か開催決定したとこの間聞きました。第何回になるのか、いつ開催されるのか。これ開催されるのは3年ぶりかな。それで、宿泊場所についてはホームステイ等の募集なんかするのかどうか、そういう考え方があるのかどうか、そのこともお聞かせ願いたいと思います。

それと、203ページ、湧別高等学校存続対策事業に要する経費で、負担金で地域・教育魅力化プラットフォーム負担金140万円ありますけれども、全国公募、来年からするという話で、ソフト部分はいいのですけれども、ハード部分で例えば生徒が10人も来たといった場合に、ハードの部分で宿泊場所だとか、そういう受入れ態勢というのはどのように考えているのかお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 まず、関野議員の1点目のご質問にお答えしたいと思います。

223ページの12、委託料の芸術文化振興事業委託料のことかと思えます。4事業ということで決まっておりますが、その内訳につきましては、まず保育所、幼稚園、幼児向けの音楽会が1本ございます。2本目は、小学生向け、全小学校向けの公演ということで、これも音楽系の公演、ストリングラフィという音楽の公演を予定しております。もう一本が中学生向けということで、ミュージカル公演を1本予定しております。最後に4本目ですが、一般向け、大人向け公演ということで、演劇公演、大衆演劇ということで、今年度やっておりますので、来年度は演劇公演を予定しております、合計4本の芸術文化公演を予定しているところでございます。

続きまして、227ページのサロマ湖100キロウルトラマラソンの関係でございます。今年度、4年ぶりに開催することが実行委員会で決まっております、回数といたしましては第38回になるものです。日にちにつきましては、6月25日日曜日を予定しております、コースにつきましては4年前と同様、100キロの部は午前5時に湧別町を出発して北見常呂を目指すコースと、50キロにつきましては佐呂間町を出発して北見常呂を目指すという2つのコースを予定しております。

選手の募集につきましては、一般募集は先月の27日からもう既に募集をして締切りをしております。100キロの部では、約3,300人の方が参加登録をされている状況でございます。

以上でございます。

○議長 教育総務課長。

○教育総務課長 関野議員からお尋ねのありましたプラットフォーム、140万円の負担金の関係に伴いますところの、もし仮にたくさんの生徒が見えた場合のハード、いわゆる宿泊場所、生活の環境だと思えますが、その質問についてお答え申し上げます。

前回の議員協議会でもご説明いたしましたが、まずは町の施設、宿泊施設関連、これの利用をできないかという検討をまず加えながら、さらに次のレベル

としては民間の宿泊事業者様、旅館さんでございまして、何軒かございまして、そちらのほうで借り上げできないかという相談、さらに3つ目として民間の企業が所有している空き部屋あるいはそういう賃貸住宅等があれば、そちらの有効活用という線も含めて早急に検討していきたいと考えております。10名でも20名でも、たくさん来ていただくのは町として非常に歓迎しますので、最大限それに向かって対応していきたいと考えております。

以上、説明といたします。

議長、すみません。ちょっと付け加えたいのですが。申し訳ありません。

全国募集枠という制度でございまして、実は10人、20人、たくさん来ていただければよろしいのですけれども、基本的に人数上限という制度がございまして。道立高校においては、募集定員の5%、そういう基本ルールがございまして。ですから、湧別高校ですと2間口80人の5%ですから、4人という基本的な上限がございまして。それがございまして、そういう対応になろうかと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 7番、脇坂君。

○7番 今質問のありました湧別高校魅力化存続対策事業についてお聞きしたいと思っております。

先に分かれば、来年度湧別高校の入学状況、人数、また湧別中学から何人、何%ぐらいなのか、また町外は何人なのかということ、分かれば教えていただければと思っております。

この高校魅力化存続対策事業、今関野議員も申し上げましたように、やはり宿泊施設というものがこの評価の中に入ると思うのです。今魅力化評価システムを活用してということなわけですけれども、これらも見ますと、島根県の教育委員会が最初全国組織的につくった、要するに島根県の隠岐島高等学校が島以外からの人員募集して非常に成功して、島外からの高校生が来て、常に人数満タンでいたというような状況が続いた中の方法というのですか、魅力化の評価の関係でつくられたのかなとは思っておりますけれども、評価してもらおうというときに、この湧別高校がこういうことですよということ言うのですけれども、町外から来たときに、今民間の宿泊施設とかしらかばとかと申しましたけれども、下宿とかということになれば、きちっとこういうふうな、こういうところありますよということで、ある程度やっぱり決まったことをその上に上げていかなかったら、やっぱり評価の対象ということから厳しい面もあるのかなと思うわけです。そんな関係で、もう少し受皿というのですか、そのことについて、もう少し答えていただければという気がしております。

また、その下に行きまして、存続対策事業の中の北見バス車両側面広告、このことにつきましてはこのぐらいの金額だと1台なのか、それとも何台なのか。



どの幹線を走るバスに描こうとしているのか。町外からとなれば、北見のほうのバスにするのか、湧別、遠軽、紋別間のバスに描くのか、その辺決まっているのであれば、どういうふうな方法でやるのかということをお聞きしたいなと思っております。

あと、部活動の新設ですね、テニスコートを造るということで今回魅力化対策の存続対策ということの中の一環だとは思いますが、多分ソフトテニスだと思うのですが、4面造るということなのですか、どの程度のもを造ろうとしているのかなど。旧湧別の運動公園にあるような、あそこは硬式でも軟式でもできるようになっているわけですが、あのようながっちりして何も後の整備に係らないようなことまでやるのか。私も、昔と言ったらあれですが、50年以上も前のことですから、昔は土にローラーをかけて固くして、そこに白線を引いてやっていたという時代と今とは違うと思うのですが、今1,100万円ぐらいかけるのですか、4面造るのに。これでどの程度のテニスコートができるのかなというのでお聞きしたいと思うのと、一応部活ということでやらせようということなのかなと思うのですが、ソフトテニスというのは基本的に雨だ、雪だはもうできません。ですから、私もやった時期でも、場所は別としても、やはり年間6割ぐらいはできません。ですから、その場合、私は室内でやっていたのですが、室内でもできるようなことに今現在なっているのか。その辺、せっかく造っても、天気のいい日は利用できるのですが、できない日は部活やりませんよという程度の部活なのか、その辺どこまでやろうとしているのか。顧問がきちっといて、本当に指導者がいて、しっかりした部活をやりたいということ。道立ですからそこまで、町のほうで言えるのかどうか何とも言えないですが、やはり町としても造ってやるからには、やはり利用してほしいというのが、それによって高校生が健全な教育を受けれるということを目的にやっているわけですから、その辺がどの程度使用できるかということをお聞きしたいと思っております。

○議長 教育総務課長。

○教育総務課長 ただいま脇坂議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目、湧別高校のこの春の入学の状況でございます。入学といえますか、まだ合格発表出ておりませんが、現在のところ40名と発表されております。その中で、町内は22名でございます。こちらが今春の応募の状況でございます。

2点目でございます。プラットフォームに伴うところの全国募集における宿泊場所の関係、これが非常に魅力になるだろうというお話でございますが、先

ほどもお答えしましたとおり、本当にそういう部分を見て生徒さん来られますし、湧別町の自然、食べ物、環境、それらも総合的にPRしながら魅力発信をしていきたいと考えております。

一方、付随の説明でございますが、議員おっしゃってございました3つ目の高校魅力化評価事業の③の部分でございますが、これはどちらかというところという宿泊場所がありますよとか、そういう魅力ではありませんで、湧別高校自体がどのように地域と密着した事業を行っているか。いわゆる地域と密着してすばらしい教育をどのようなことをやっているかというほうの評価でございますので、高校自体の魅力でございますので、そちらの評価をしていただくことで、道立高校でありますけれども、常に緊張感を持って高校の魅力アップを図っているかという部分の推進につなげていく部分でございます。

次に、バスの広告の関係は、企画財政課のほうから回答させてもらいたいと考えております。

続いて、テニスコートの関係でございます。これは、新設で4面造るという内容でご説明してございまして、どの程度のものかという部分では、いわゆる土のコート、クレーコートということで考えております。現状、湧別高校のテニスコートスペースは雑木が生えている状況でありますから、まずは表土をすき取りながら、きれいに木は全部伐根まですると。さらに、表土を20センチ程度入れて、クレーの、土のコートを造るということを考えているところでございます。

それで、質問のありました旧湧別にありますテニスコート、完全に舗装している部分でありますので、あのような形ではなく、土の状態でございますから、メンテナンスは必要なものというふうになってございます。これにつきましては、湧別高校と町との中で事前の協議は進めてきておるところでございますけれども、そのようなことでその後の管理についてもきちっとしてもらえものと考えております。

なお、これは補助金をお出しして、湧別高校が工事をするということになりますから、当然まずはこの予算が通りましたら補助金の承認申請ということで、湧別高校からきちっとプランを町に出していただきます。その結果、町はそれを見まして交付の決定通知ということで、プランをちゃんとチェックをしてみてくださいというご返事をしますし、当然補助金でありますので、最大限の効果を発揮できるよう、もし設置したならばきちっと利用しなければならないというのは当たり前でございますので、その辺は間違いのないように進めていきたいと考えております。

最後に、天候が悪い場合の練習場所につきましては、現状でも上湧別中学校がそうなのですけれども、屋内のゲートボール場、中湧別にも湧別にもあるの

ですけれども、上中でいうと屋内ゲートボール場を借りながら、あそこは冬期間だとか、そういう練習場所にしておりますので、そちらも当然湧別高校生にも使ってもらってよろしい施設でありますから、そちらを使っただけということも考えております。

以上、説明申し上げます。

バスの関係は、企画財政課からお願いします。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 ただいま脇坂議員からご質問のありました北見バスの路線広告の関係でございますけれども、路線につきましては遠軽営業所管内、合わせて9台のバスが走るということでございまして、そのうちの6台にラッピング広告ということで、側面、縦60センチ、横120センチのものを、走行側から見て左側ですか、歩道側の側面に掲示をするという内容であります。デザイン、広告料と合わせまして22万3,000円の計上でありまして、広告期間につきましては3か月を考えております。

以上でございます。

○議長 7番、脇坂君。

○7番 1点だけ、私もソフトテニスをやっていたものですから、よく経験していたので、土のコートということなのですけれども、これについてはずっとメンテというのですか、いろいろと修理、雨が降った後はローラーかけるだけでも非常に大変なのです。一番最初のときには、ある程度起こして、大きなローラーかけてがっちり固める。いろいろその中でやれるのでしょうかけれども、今回その4面というものがどの程度のことを考えた上での4面なのか。今40名定員の中身が湧別から22名、現実に中学校、何人卒業したうちの22名なのか、その辺が分かればありがたいのですけれども、徐々にやはり人数が減っていったって、テニス、部活をやる人もどの程度いるか。これから高校側との話になるのかと思うのですけれども、本当に造るわけですから、利用してもらいたいのは利用してもらいたいのですけれども、ソフトテニスは全てダブルスですから、2人、2人、1面で4人までできます。ですから、4名だったら16名ぐらいの数は常にやれるわけですが、その辺がそこまでの人数、16名やるとなれば、やっぱり20名ぐらいの部員でもやれるのですけれども、造るからにはしっかりと利用してほしいと。これだけのお金を投資するわけですから、やっぱり半端なことではないのかなと思いますので、その4面は大丈夫なのかと。まず、2面ぐらいでいいのでないのだろうかという気も私は素人なりに考えていたのですけれども、そこだけ聞きたいと思います。

○議長 教育総務課長。

○教育総務課長 ただいまのご質問といたしますか、ご意見でございます。

確かに現状湧別高校にはテニス部がありませんので、引率の顧問も決まっていない状態の中で続いてきている話でございますので、確かにソフトテニス、細かく検証した中でのことではなく、まずはこの予算を計上して、湧別高校の魅力アップで進めてきた部分でございます。したがって、今お話しいただいたように、非常にメンテナンスもかかるという部分、あるいは雨、雪が降ったときには練習ができなくなる、あるいはローラーかけが大変だという部分も考慮しながら、今後予算が通りましたら、湧別高校としっかりその辺も協議をいたしまして、いずれにしても補助金でございますから、最大の効果を生まれるような、魅力アップにつながるようなものにしていきたいと考えておりますので、よろしくご了解願います。よろしくお願ひします。

○議 長 10番、山本君。

○10番 2点あるのですけれども、1点目は脇坂さんと関連するのですけれども、湧別高校のテニスコート、今説明いろいろ聞いていましたら、事前に湧高の先生方と話合いをされているということだったのですけれども、私も湧別高校も来年度、5年度40名ということであれば、各学年全部1クラスずつになるのかなという懸念もあります。その中で、なぜテニス部を新設するかという話になったのか、その辺りの経緯も知りたいことと、あと今説明の中で指導者とかそういうところも決まっていなかったか、予算が決まれば今後検討することなのですから、今の段階でどのぐらいの話合いでこういう話が進んでいるのか、その点お伺ひしたいと思います。

それと、もう一点、227ページ、スポーツ振興に要する経費で12の委託料、講師派遣業務委託料ということで、今のトレーニング指導の方が産休で休まれるということで、代替の指導者が来てもらうということで、予算的に120万円ということなのですから、この指導者という方はどのぐらいの、日数的にどんな感じで来られるのかと。あと、月数、期間、どのぐらいの期間がこの代替の指導者の方で対応するのか、その点お伺ひしたいと思います。

○議 長 教育総務課長。

○教育総務課長 山本議員のお尋ねのありました湧高のテニス部のテニスコートの協議の関係でございます。

まず、このテニス部新設に至った経緯という部分でございますけれども、これは毎年町長と湧別高校生の懇談会をずっと開催してございまして、その中で湧別高校の魅力アップというのは何がいいだろうねということで、こちらからも問いかけをしながら意見を出してもらってきたところでございます。その中で出てきましたのは、やはり学校を選ぶときには部活動を選んで上がっていくのだというお話があったことがありまして、さらに高校生の中からは魅力ある部活といえど何だという話ししましたところ、現状上湧別中学校にソフトテニ

ス部があるのですが、湧別高校にはない。さらには、上中のソフトテニス部というのは一大勢力を誇ってしまっていて、非常に大人数がいる中で湧高にはないのだというお話をいただいたこと。さらに、併せてでございますけれども、どうしてもeスポーツ、こういうものもやってみたいのだという声が強かった部分で、令和5年度はeスポーツ部とソフトテニス部をぜひ設置してはどうかということで協議をしたところでございます。

先ほど先生と協議をしたということでございますが、具体的には校長と我々職員とで協議を重ねながら進めてきた話でございます。

あと、先ほど脇坂議員から言われた町内の卒業生は全部で61名です、中学3年生。そのうち22名が湧高に応募中だということでございます。

以上でございます。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 山本議員の2点目のご質問にお答えしたいと思います。

227ページの委託料、講師派遣業務委託料の中身でございます。ご質問のとおり、現在この業務をしておりますのは、教育委員会の正職員でありまして、運動指導職員でございます。その職員につきましては産休に入るということで、今回予算計上させていただきました。

ただ、期間なのですけれども、現在のところ産休後育児休業も取得予定だということもありますので、予算といたしましては来年度1年分の予算を計上しております。また、日数といたしましては、当然毎日ということにはなりませんので、月2回、1回2時間運動指導ということで、エアロビクスですとかシェープアップ、ダンス、ヨガ、体幹トレーニング等の運動教室的なものを月2回やりながら、また隔月1回、トレーニングルームの専門的な運動指導、それぞれの個人の方に合った運動カルテの作成等の専門的な指導をしていただくということで、年間約30回来ていただくということで予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 長 10番、山本君。

○10番 湧高のテニス部の件ですけれども、湧中にはテニス部がないということで、上中にはテニス部があるということで、何か盛んにされているということなのですけれども、子供たちがそういうふうになっているのであれば、22人中の多くの方がテニスやっただいて、せっかく造るのですから、テニス部も活気よくされてくれればいいのかという感想をいただきました。

その後、もう一点の派遣業務委託の関係なのですけれども、月2回2時間とか、各月1回トレーニングとか、こういうのは当然かわらばんとかそういうので、いつ来られるかというのは周知徹底されることになると思うのですけれど

も、その点ももう一回お伺いしたいと思います。

○議長 社会教育課長。

○社会教育課長 山本議員のご質問にお答えいたします。

運動教室、トレーニング指導につきましては、ご質問のとおりそれぞれ毎回テーマを設けまして、次回はエアロビクスやりますですとか、運動指導でしたら上半身の筋力アップのトレーニングをしますとかというような、毎回テーマを設けた上で、それをホームページですとかかわらばんで周知をして参加者を取りまとめて実施するということを想定しております。

以上でございます。

○議長 長 9番、檜山君。

○9番 2点ほどお伺いいたします。

予算書217ページ、社会教育事業での高齢者教育についてお聞きをいたします。情報化社会の現在にあって、高齢者にあっても多くの方がスマホを持っているものです。いろいろ聞きますと、電話とメール程度しか使えない、もっと多くの活用をしたいという方が多くいらっしゃいます。スマホは、電話やメールなどのほか、情報端末として多くの機能を有しているものであり、今朝ほどの関野議員の一般質問であったライン活用なども生かせるものであるというふうに考えているところです。社会教育事業の一環として、教室の開催をしていただきたいというふうに考えておりますので、お聞きをいたします。

次に、予算書221ページ、文化財保護に要する経費でお聞きをいたします。シブツナイの竪穴住居遺跡の発掘ですが、昭和30年から調査が進められてきたと思いますが、郷土の歴史、先史文化を調査、保存することは大切な仕事だと思っておりますが、現在の調査は調査計画の何%進んでおられるのかお聞きをいたします。

○議長 長 社会教育課長。

○社会教育課長 檜山議員の1点目のご質問にお答えしたいと思います。

高齢者教育という分野で、高齢者に対してスマートフォンの教室を社会教育事業として開催してはどうかというご質問かと思っております。今年度、ちょうど先週、3月10日に初めて高齢者を対象としたスマートフォン講座、教育委員会主催で開催をさせていただきました。今回につきましては、本当の初心者、中にはスマートフォンをまだお持ちでない方も含まれているという、そういった方を、初心者を対象に開催をさせていただきました、当初10名を予定していたところ、もっと多くの方が来られたということで、定員を増やして対応させていただいたところです。ですので、一定以上のニーズがあるというふうに私どもも考えてございますので、新年度におきましても高齢者の方の情報格差を解消できるように、そういった事業に取り組んでいきたいというふうに考えており

ますので、ご理解いただきたいと思ひます。

追加説明させていただきます。

令和5年度につきましては、文部科学省の補助事業がございまして、その情報格差を解消するための補助事業がございまして、それに既に申請をしております。実質的な町の負担がないような形でスマートフォン講座、合計4回ということで予定しておりますことを申し添えます。

以上です。

○議 長 社会教育課参事。

○社会教育課参事 シブノツナイ堅穴住宅跡の調査についてですが、平成30年から始まりました調査は、令和7年をもって一応完結するという予定で現在調査をしております。調査の大体70%ぐらいを今の段階で終了したというふうに考えております。令和5年度は堅穴を3基程度、令和6年の堅穴、未定なのですが、二、三基発掘調査をして、それで一応調査の完了というふうに予定しております。

以上です。

○議 長 9番、檜山君。

○9番 1点目については、了解をいたしました。よろしくお願ひをいたします。

それから、2点目のほうですが、文化財の保護ですが、発掘現場に私も行ってみたいわけですが、堅穴の説明板などがあつたらもっと理解がしやすいのかなと思つたりしたのですが、設置の考えがないかお聞きをいたします。

また、この遺跡を今後どう生かしていくかということも重要なものなのかなと思つています。その活用をどのように考えておられるかお聞きをいたします。

○議 長 社会教育課参事。

○社会教育課参事 シブノツナイ堅穴住宅跡の表示看板については、実は今牧場用のゲートのところに掲げております。ただ、ゲートが開いていると見づらいというのがあるのですが、シブノツナイ堅穴の説明は出ている状況です。

あと、看板につきましては、現在調査を行っている内容が成果が出た段階で、また内容については精査して、表示については再度考えていきたいというふうに考えております。

文化財の保護につきましては、現在のところまだ文化財の価値が、今調査している段階なので、ある程度どのような価値のあるものかというのが分かつた段階で、次の段階としてどのように活用していくかというのを考えております。現在の調査の目的は、遺跡の範囲、それから価値を明確にするということを目標として現在行っているところです。活用につきましては、それが終わった段階で、また再度検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 3回目ですので、最後に。今後の発掘等をされていくわけですが、最終的な調査完成という部分では、竪穴遺跡の復元みたいなことも考えられるのか、その辺についてもお聞きをいたします。

○議 長 社会教育課参事。

○社会教育課参事 まだ調査段階なのですが、近年はVR、コンピュータ等を活用して、要するにその遺跡の場所へ行くと、スマホとかをかざすと竪穴がある状況を再現するとかということが盛んに行われています。やはり費用の問題もあったり、あと土地の活用という意味では、竪穴住宅を再現してしまうと、その土地を改変してしまうので、そのままの状態での活用というのがありますので、そういったことを調査が終わった段階でまた検討してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 なければ、第10款教育費の質疑を打ち切ります。

次に、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を行います。

234ページから239ページまで。

○全 員 (な し)

○議 長 なければ、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般について質疑を行います。ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 なければ、歳入の質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第22号 令和5年度湧別町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。質疑ございませんか。



- 全 員 (な し)
- 議 長 質疑を終結し、討論を行います。
- 全 員 (な し)
- 議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

- 全 員 (異 議 な し)
- 議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第23号 令和5年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

- 全 員 (な し)
- 議 長 質疑を終結し、討論を行います。
- 全 員 (な し)
- 議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

- 全 員 (異 議 な し)
- 議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第24号 令和5年度湧別町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

8番、小形君。

○8 番 介護の27ページ、居宅介護サービス計画等給付に要する経費、負担金、居宅介護サービス計画等給付費5,004万円ということ載っていますけれども、ケアマネジャーの給料というか、支給分とたしか聞いたと思いますけれども、現在のケアマネジャー、どの程度の人数で行っているのか。そして、260万円アップしたということであったというように記憶しておりますけれども、ケアマネジャー等が計画等を制作していただかないと、サービス等が受けられないということだとたしか思っております。そして、耳に入ってきた話では、ケアマネジャー等に計画をお願いしたいなということでしたところ、手いっぱいの状態であるという話があって、それで待ったような状態になるのかな、そういう話を聞いたこともありますので、現在のこのアップの金額というのは、人数が増えた分なのか時間が増えた分なのか。現在また何名で行ってお

り、体制として順当に起動しているのかどうか、その辺お伺いしたいと思いません。

○議 長 福祉課参事。

○福祉課参事 ただいまの小形議員の質問にお答えしたいと思います。

ケアマネジャーの人数につきましては、居宅介護支援事業者の社会福祉協議会で設置をしておりますが、そこには6名のケアマネジャーがおります。あと、民間の事業所1か所、1名のケアマネジャーがいますので、町内には7名体制で在宅に住んでいる高齢者の方のケアプランを担当している状況でございます。

質問の中にありました、いっぱい受けられないというお話ですけれども、昨年のある時期にいつか、ケアマネジャーも1人何件という制限があります。基本的には、35件というのが一応基準としてあります。その担当件数が上限に達した状態が少しの間あって、ただその枠が空けば、すぐその人が利用ができるということですので、短期間だったということもあって、特に大きな支障はなかったというふうなことを聞いております。

この増額になっている部分でございますが、件数も増えておりますし、金額も増えているというところで、昨年、令和4年度の当初では3,300件を見込んでおりましたが、令和5年度に関しましては3,468件、168件の増と、金額にしましては264万円の増額ということで積算しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 8番、小形君。

○8 番 内容等が私には、35件ということでは聞いたのです。その内容等がどういうふうになっているか分からないので、もうちょっと詳しく説明していただけると助かります。

1人の計画を立てたときに、何か月分か、1年分か3か月分か立てたときに、その間に35件がちょうど入っていると駄目なのか。それと、順次それがずれていって、34件が33件となっていくと、また1人増やしてと、そういう状態続いていくのか。1月1日から35件なら35件、そういうふうにばたばた行くのか、その辺お伺いしたいのです。

○議 長 福祉課参事。

○福祉課参事 ケアマネジャーの件数の件のご質問かと思えます。

一月単位で人数というのを管理しております。ですので、国保連合会に何件という請求を出すのです。それが35件というのが一つの目安になっております。ただ、場合によっては39件までは担当してもいいことにはなっております。ただ、一応件数を多く持つてしまうと、それだけ1件1件のケアマネジメントの質も低下するということですので、35件というのが適正件数ということにな

ってございますので、例えば在宅の方ですので、入院になった場合は35件から1件減になりますので、新たな方が1名受け持つことができる。または、施設に入所になれば、それも1件減になりますので、また新たな方が担当を受け入れることができるというようなシステムになってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 8番、小形君。

○8 番 何とか間に合っている状態ではあるかなと思いますけれども、そのケアマネジャー、もう一人増えることによってもっと楽になるか、今のところはまだぎりぎり間に合っているという答えだと思うのですけれども、その辺の担当者としてのお気持ちが何かあればお聞かせください。

○議 長 福祉課参事。

○福祉課参事 そのいつときの人数が少なかったときに、社会福祉協議会さんのほうでは募集を広く、町内だけではなく募集をかけまして、その後1名増員となりました。ですので、今は毎月件数を報告とか受けておりますけれども、今の状態は何人でも受けることができますよというような状況と聞いておりますので、今でしたらお待たせすることはなく、迅速に対応できるというふうな状況となつてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を続けます。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第25号 令和5年度湧別町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第26号 令和5年度湧別町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

9番、檜山君。

○9 番 簡水会計で1件お伺いいたします。

19ページ、工事請負費に関係して伺います。志撫子の簡水配水場の処分について伺います。以前志撫子の簡水配水場を使用しないということで取壊しを進めた経緯については私も知っているところですが、そのときには地権者と話が見つからず、断念した経過だったと思います。その後、どのような形になっているか分からないわけですが、あの場所を通るたびにいつまでも放置しておくというのはいかがかなというふうに感じているところですが、過去は過去として、取壊しを進めるべきでないかというふうに思っておりますので、お考えをお聞きいたします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 檜山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

志撫子の施設の取壊しの関係かと思えます。そのときいなかったものですから、詳細は熟知していないところもありまして、申し訳ございませんが、志撫子の施設につきましては、当初予算にも上げて壊すということで話が進んでいたわけなのですが、地権者の方からそれは相ならぬというような話になったということで聞いてございます。その後、正式にこちらのほうにまたやりたいだとか、そういった話は聞いてございませぬし、一度やるということでご理解をいただいたのですけれども、地権者さんのご意向でやめろということでございましたので、町としてはそういった中で進めるわけにはいかないということで判断させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 そのことは、私も知っているところなのですが、いつまでもそのときの話が見つからなかったということで放置しておくのもいかがかなというふうに思っています。町からももう一度出向いて協議する必要があるのではないかと、取り進めについて考えていただきたいというふうに思っています。

それから、もう一点、その関連でお聞きをいたしますが、簡易配水場の山側といいますか、そちらにも何か貯水槽というか、そういうものがあり、危ないので、鉄板で覆っているというようなことも聞いておりましたが、その辺のと

ころは一般住民も入るところだと思いますので、安全管理が図られているのかお聞きをいたします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 志撫子の施設につきましては、1回目の答弁と同じで恐縮なのですが、そういった中で地権者の方から一度しないと、認めないということでお話があったものですから、またやり取りをして再度というお話にはなかなか町のほうではならないかなというふうに考えていますので、その点についてはご理解ください。

それで、貯水槽があつて、蓋があつて危険だということなのですけれども、現地のほうを管理委託業者を通じてよく確認してまいりたいと思いますので、その点については後ほどよく確認して対応したいと思います。

以上でございます。

○議 長 9番、檜山君。

○9 番 町から出向いて、取壊しのことを進める考えはないよということではありますが、しかしながらあれも町の建物であります。それをいつまでもあのままにしておいていいということにはならないのではないかと思います。町としても、当初の話合いした経過からすると納得いけない部分もあるかと思いますが、やはり話し合っていく必要があると思いますが、その話し合いを進める考えはないのか、再度お聞きいたします。

○議 長 水道課長。

○水道課長 再々質問していただいた志撫子の施設の関係なのですが、地権者の方に移動がない状況でございますので、こちら町といたしましては地権者の方が例えば代わられたとか、そういうことであればまた対応の仕方が出てくると思うのですが、なかなか過去の経過を踏まえますと、こちらのほうでそういうような話を進めにくい状態でございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第27号 令和5年度湧別町下水道事業特別会計予算を議題と

いたします。

提案者からの説明が終了しておりますので、直ちに本案についての質疑を行います。

○全 員 ( な し )

○議 長 質疑を終結し、討論を行います。

○全 員 ( な し )

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 ( 異 議 な し )

○議 長 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告 ( 1 6 : 3 8 )

再 開 宣 告 ( 1 6 : 5 0 )

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長することをお伝えいたします。

日程第9、同意第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第1号 教育委員会教育長の任命について。

○議 長 提案者の説明を求めます。

町長。

(町長提案理由説明)

○議 長 これから質疑を行います。

○全 員 ( な し )

○議 長 質疑なしと認めます。

本案は、討論を省略し、これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 宣 告 ( 1 6 : 5 3 )

再開宣告（16：59）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、同意第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について。

○議長 提案者の説明を求めます。

町長。

（町長提案理由説明）

○議長 これから質疑を行います。

○全員 （なし）

○議長 質疑なしと認めます。

これより同意第2号について採決を行います。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

○全員 （異議なし）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12、発議第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 発議第1号 湧別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

7番、脇坂君。

（7番提案理由説明）

○議長 これから質疑を行います。

○全員 （なし）

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 （なし）

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 （異議なし）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、本定例会以降明年3月定例会までの間において随時理事者より要望などのため出張の要請があったときは、その内容により議長または関係の議員を派遣することとし、さらにほかの出張や出張の細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件はお諮りしたとおり決定いたしました。

日程第14、閉会中の所管事務調査等の申出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査等の申出が各常任委員長及び議会運営委員長から提出されております。このことについて承認いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和5年第1回湧別町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 ( 1 7 : 1 3 )



この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 村田一志

湧別町議会 議員 檜山 洋一

湧別町議会 議員 山本 栄子